

日立市 災害廃棄物 処理計画

令和6年8月
(改定)
日立市

目 次

第1章 総則	2
第1節 計画策定の背景及び目的	2
第2節 計画の位置付け	3
第3節 基本的事項	4
1 対象とする災害	4
2 本計画における被害想定	4
3 対象とする災害廃棄物	5
4 各主体の役割	6
5 処理期間の設定	7
6 災害廃棄物処理の基本方針	7
7 災害廃棄物処理の流れ	8
8 災害発生後における災害廃棄物処理実行計画の策定	9
9 日立市の行動	9
10 教育・訓練	11
11 災害廃棄物対策の進捗管理	11
第2章 災害廃棄物処理のための体制等	14
第1節 体制の構築	14
第2節 情報収集・連絡	17
1 災害時	17
2 平常時	18
第3節 協力・支援体制	21
1 災害時	21
2 平常時	21
第4節 各種協定	22
1 災害時	22
2 平常時	22
第5節 市民への啓発・広報	23
1 災害時	23
2 平常時	23
第3章 災害廃棄物の処理	26
第1節 災害廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ・し尿を除く）	26
1 災害廃棄物発生量の推計	26
2 災害廃棄物の処理方法	28

3	仮置場	31
4	分別の徹底	36
5	収集運搬	38
6	処理・処分	40
7	適正処理が困難な廃棄物等への対応	44
8	損壊家屋等の解体撤去	46
第2節 環境保全対策・環境モニタリング・火災防止		48
1	災害時	48
2	平常時	49
第3節 生活ごみ・避難所ごみ・し尿		51
1	生活ごみ・避難所ごみ・し尿の発生	51
2	生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬と処理	53
3	一般廃棄物処理施設の強靭化と復旧	53
第4節 処理業務の進捗管理		56
1	災害時	56
2	平常時	56
第4章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理		58
1	計画による実行力の向上	58
2	情報共有と教育・訓練の実施	58
3	進捗管理・評価による課題の抽出	58
4	計画の見直し	58

第1章

總則

第1章 総則

第1節 計画策定の背景及び目的

日立市は、東は太平洋に面し、西は阿武隈山地の支脈である多賀山地が連なっており、地形は、南北にわたる海岸線に海食崖が形成しています。この崖の上には、標高 20～60m の平坦な台地が続いており、比較的高密度な工場区や市街地が形成されています。また、この台地の西側の標高 100～150m の丘陵地には、住宅団地が南北に続いています。

市域の南では、一級河川の久慈川が市境をなし、その河口に隣接して重要港湾に指定されている茨城港日立港区が整備されています。さらに、市内には 20 河川（二級・準用）と数多く、また、勾配の急な中小河川や河川断面が狭小な箇所も存在しています。

近年、全国各地で、地震や大雨・台風等の大規模な自然災害が発生しており、平成 23 年 3 月の東日本大震災では、日立市においても地震動の直接的な被害のほか、沿岸部を中心に津波による甚大な被害を受け、大量の災害廃棄物が発生し、その処理に迫られました。

国においては、平成 27 年 8 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」及び「災害対策基本法（昭和 36 年第 223 号）」の一部改正を行い、さらに、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」と「防災基本計画」を改定し、地方公共団体は、災害廃棄物処理計画を策定すること等が明記されました。また、平成 30 年 3 月には「災害廃棄物対策指針」を改定し、災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物対策を実施する際の参考となる基本事項を取りまとめました。

茨城県では、平成 29 年 2 月に「茨城県災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、令和 2 年 6 月には、茨城県、県内各市町村及び一般廃棄物の共同処理を目的とする一部事務組合並びに一般社団法人茨城県産業資源循環協会との間において、「災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定」を締結し、災害廃棄物処理体制の強化を図っています。

令和 5 年 9 月 8 日の台風 13 号に伴う線状降水帯の発生による豪雨により、市内の中小河川が氾濫し、床上・床下浸水、土砂崩れなどにより多種多様な災害廃棄物が発生したことから、「災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定」を発動し、処理を行ったところです。

災害廃棄物は、短期間に膨大な量が排出されるとともに、地震や津波、風水害など災害の種類によって発生する災害廃棄物が異なることから、これまでの災害対応の教訓を踏まえ、生活環境や公衆衛生の保全のため、適正かつ速やかに処理することが重要です。

このため、初動期から復興期における組織体制や災害廃棄物対策の在り方として、仮置場、運搬車両、処分先の確保に加え、市民への分別徹底の広報等、円滑に処理を進めるため、対策を講じる必要があります。

以上から日立市では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的として、「日立市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後は、本計画をもとに災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と教育・訓練を重ね、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図ります。

なお、本計画は非常災害に備えるため、平時における災害廃棄物の処理方法等の基本的な考え方を示し、関係する団体や計画等と整合を図りつつ、適宜見直しを行うものとします。

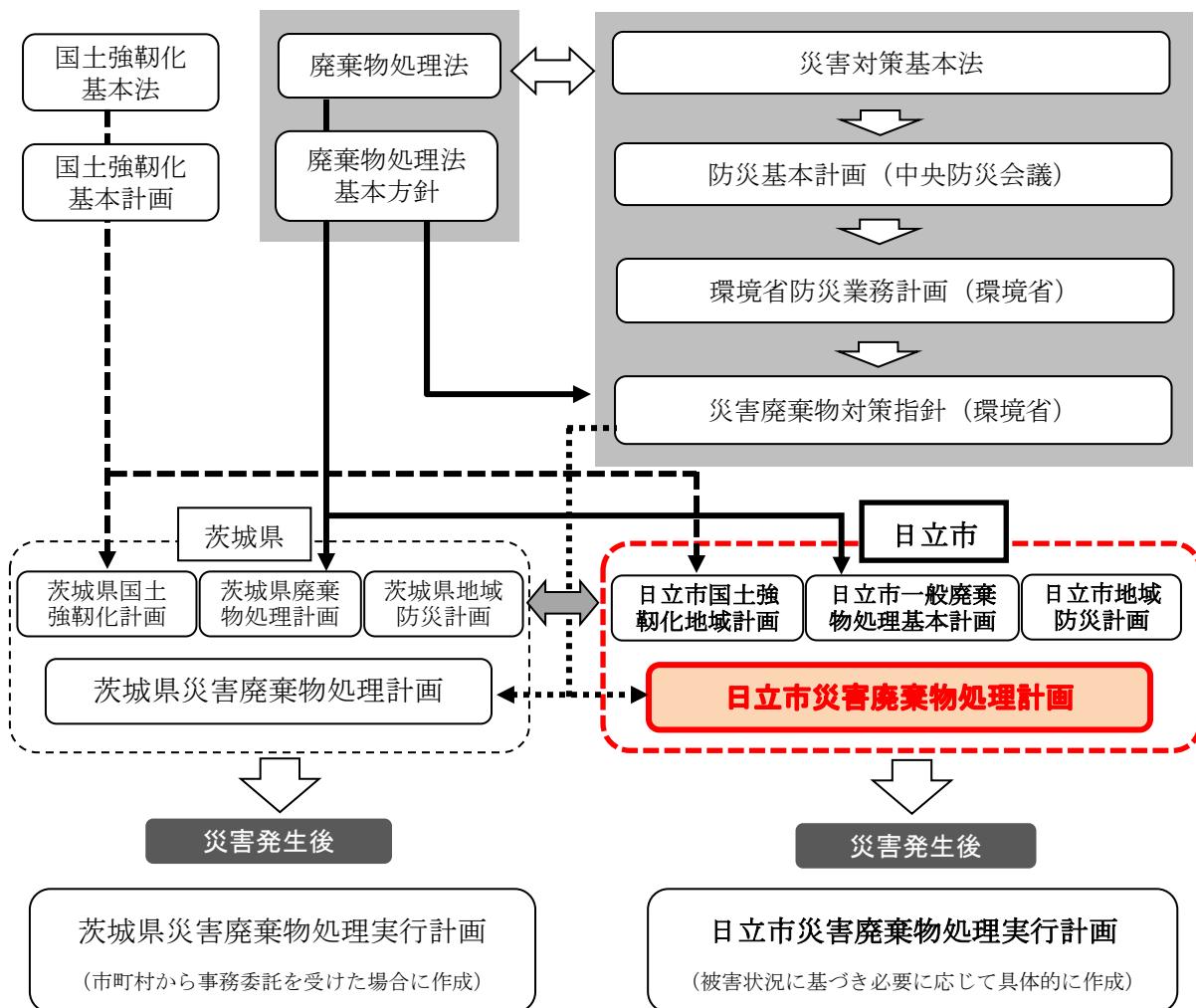
災害発生時は、本計画に基づき、実際の被害状況を踏まえて処理方法を具体的に示す「日立市災害廃棄物処理実行計画」を必要に応じて作成します。

第2節 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図 1-1 のとおりです。

本計画は、「災害廃棄物対策指針（環境省）」を踏まえ、「茨城県災害廃棄物処理計画」、「日立市国土強靭化地域計画」、「日立市一般廃棄物処理基本計画」及び「日立市地域防災計画」等との整合を図りつつ、平時における災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。

図 1-1 本計画の位置付け



第3節 基本的事項

1 対象とする災害

本計画では、地震災害や風水害等の自然災害及び事故災害を対象とします。地震災害については、地震動により直接生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。風水害については、竜巻等の風による被害の他、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とします。

表 1-1 日立市における主な災害被害実績

区分	災害の名称等	地震の規模	人的被害数	建物被害棟数
地震	平成 23 年東日本大震災	M9.0	負傷者 161 人 最大避難者数 13,607 人	全壊 436 棟 大規模半壊 706 棟 半壊 3,282 棟 一部損壊 14,083 棟
水害	昭和 22 年カスリーン台風		死者 28 人 負傷者 多数	倒壊家屋 170 棟 床上浸水 126 棟 床下浸水 50 棟

2 本計画における被害想定

(1) 地震

本計画では、日立市国土強靭化地域計画で対象としている「F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震」を想定します。（表1-2）

表 1-2 F 1 断層の地震による日立市の被害想定

地震名			F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F 1 断層）		
地震規模／最大震度			Mw7.1 ／ 震度 7		
区分			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
被 害 の 概 要	建物被害	全壊・焼失	約 5,800 棟	約 5,400 棟	約 6,300 棟
		半壊	約 11,000 棟	約 11,000 棟	約 11,000 棟
	人的被害	死者	約 340 人	約 170 人	約 270 人
		負傷者	約 2,300 人	約 1,600 人	約 1,800 人
		重傷者	約 400 人	約 250 人	約 310 人

出典：茨城県地震被害想定調査報告書（平成 30 年 12 月）

(2) 津波

本計画では、東日本大震災での津波浸水を想定します。（表1-3）

表1-3 東日本大震災による日立市の被害実績

浸水高	川尻港4.4m 茨城港日立港区4.2m
浸水面積	4 km ²
区分	件数
全壊（流失、浸水高概ね1階天井まで浸水）	17件
大規模半壊（浸水高概ね1m以上の床上浸水）	148件
半壊（浸水高概ね1m未満の床上浸水）	456件
一部損壊（床下浸水）	166件

(3) 風水害

本計画では、大雨や台風などによる河川の氾濫、浸水等を想定します。（表1-4）

表1-4 大雨等による日立市の被害想定

想定規模の降雨	久慈川流域の48時間総雨量 616mm 茂宮川流域の24時間総雨量 685mm 十王川流域の24時間総雨量 681.9mm
浸水想定区域 (床上浸水)	久慈川流域 浸水想定5m以上の浸水範囲内 約1,000戸 十王川流域 浸水想定5m以上の浸水範囲内 約300戸

出典：日立市洪水ハザードマップ（平成30年3月）

3 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、地震や津波等の災害によって発生する廃棄物（表1-5(1)～(12)）及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（表1-5(13)～(15)）です。

表1-5 災害廃棄物の種類

種類	説明
(1)木くず	柱・梁・壁材、水害または津波等による流木等
(2)コンクリートがら等	コンクリートがら、アスファルトくず、瓦・陶磁器・ガラス等
(3)金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
(4)可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物

(5) 不燃物	不燃性粗大ごみ (分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した概ね不燃性の廃棄物)
(6) 腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
(7) 津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸上に存在していた農地土壤等が津波に巻き込まれたもの
(8) 廃家電製品	損壊家屋等から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
(9) 廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
(10) 廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
(11) 有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類
(12) その他処理困難な廃棄物等	危険物（消火器、ガスボンベ、燃料タンク、スプレー缶等）、ピアノ、マットレス等の市町村の一般廃棄物処理施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード等

種類	説明
(13) 生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
(14) 避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
(15) し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿

4 各主体の役割

(1) 日立市の役割

災害廃棄物は一般廃棄物に区分されることから、災害廃棄物の処理は、日立市が主体となり、適正かつ円滑・迅速に処理を実施します。

平常時には、被災時を想定した連携体制を協議し、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて体制整備を図ります。

本市が被災していない場合は、災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定に基づき、被災市町村等からの要請に応じて、人材及び資機材の応援を行うとともに、被災地域の災害廃棄物の受入を積極的に行うこととします。

(2) 県の役割

県は、本市が被災した場合、災害廃棄物の処理に係る技術支援を行うものとします。

本市が行政機能を失う規模の災害が発生し、本市が県へ地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託をした場合は、県が主体となって処理を行うものとします。

(3) 事業者の役割

災害廃棄物の処理に関連する事業者は、災害時に適正処理と円滑かつ迅速な処理に努めるものとします。県と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、県の要請に応じて速やかに支援等に協力します。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めるものとします。

5 処理期間の設定

災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興に資するよう、できるだけ早く完了します。災害の規模や災害廃棄物発生量に応じて、適切な処理期間を設定することとします。大規模災害においても3年以内の処理完了を目指します。

なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定します。

6 災害廃棄物処理の基本方針

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実行

市民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、適正な処理を進めつつ、復旧・復興の妨げにならないように円滑かつ迅速な処理を実行します。

ア ごみ処理

(ア) 生ごみ・有害ごみ等、緊急に処理すべきごみを収集します。

(イ) 指定避難所・市が設置した医療拠点施設から発生するごみを収集します。

※ 医療機関等から排出される廃棄物は、原則排出者が処理することとしますが、処理困難な場合は、適宜協議しながら適切に対応します。

(ウ) 被害の甚大な地域から収集します。

(エ) 被災地・被災施設から排出される中間処理（焼却・破碎）の緊急性が低いごみ種について、仮置場に一旦搬送し、適時適切に処理します。

イ し尿処理

(ア) 下水道整備区域において、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって、水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用します。

- (イ) 仮設トイレの設置によるし尿の収集・処理を行います。
- (ウ) 仮設トイレ、バキュームカーその他収集用資機材の確保については、許可業者の協力を得るとともに、県を通じて広域的な応援体制の確立により対処します。

ウ がれき等の処理

- (ア) 指定避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域からの収集等を最優先で行います。
- (イ) 河川・国道等により市域を区分し、各エリアに1つ以上の仮置場を確保し、搬出動線の簡略化と車両運用の効率化を図ります。
- (ウ) がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、可能な限り分別・減量・再利用を行い、最終処分すべき総量の最小化を図ります。
- (エ) 収集・搬出・中間処理（分別・減量・再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、国・県・関係団体等との連携を構築します。

(2) 目標期間内での処理の実施

災害廃棄物処理の手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県や国と協議して決定することとしますが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行います。

ア 初動期（災害発生後3日後まで）

イ 第一次処理対策期（災害発生後4日目以降14日目まで）

ウ 第二次処理対策期（災害発生後15日目以降）

(3) 合理的かつ経済的な処理

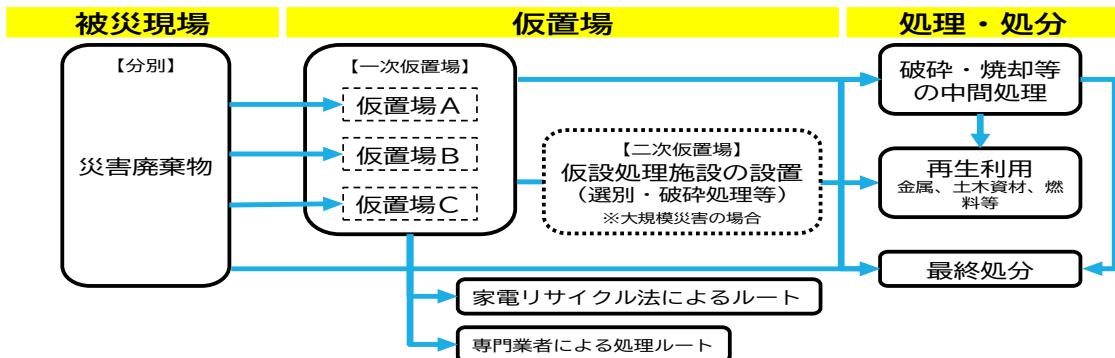
処理の緊急性や困難性を考慮しながら、合理性のある処理方法を選定し、経済的な処理に努めます。

7 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、仮置場に分別して集積・保管します。これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。

既存の廃棄物処理施設において目標期間内で処理しきれない等の場合は、二次仮置場を設置して、必要に応じて破碎、選別、焼却のための仮設処理施設を設置します。（図1-2）

図1-2 災害廃棄物処理の流れ

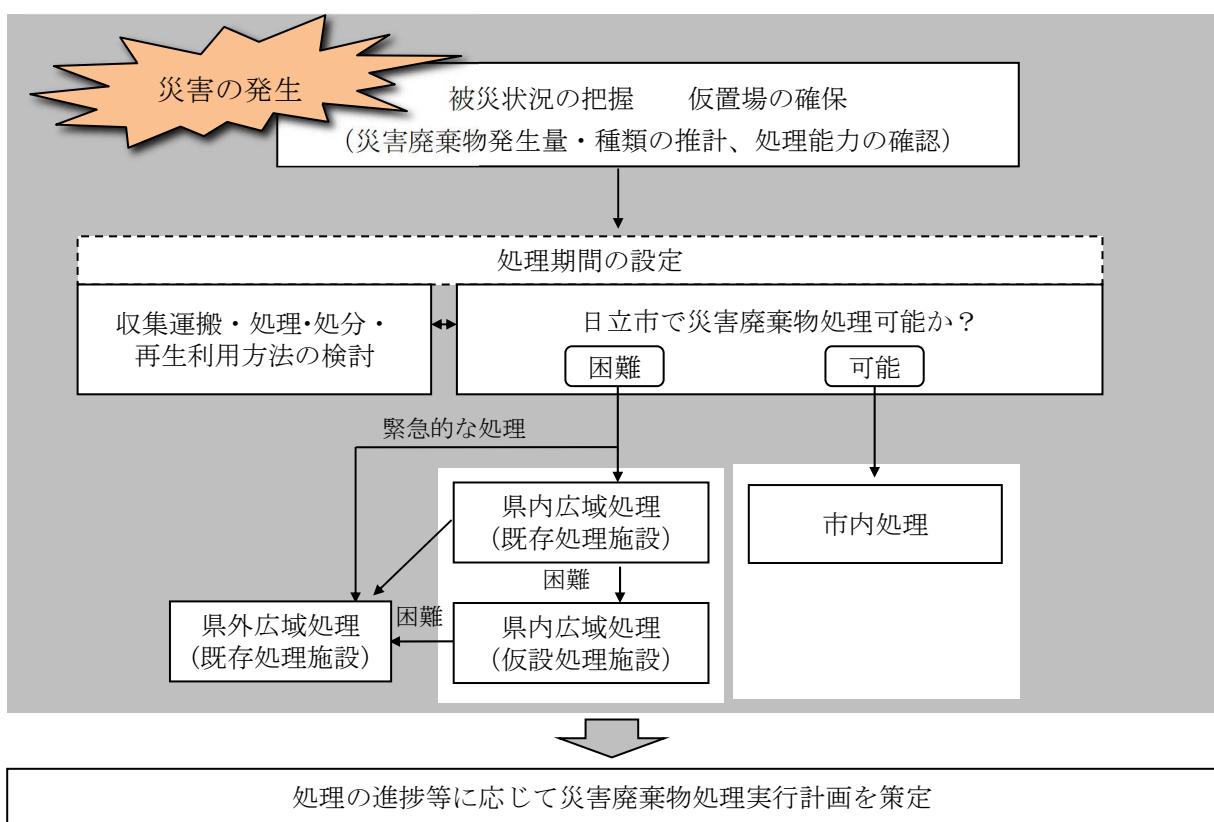


8 災害発生後における災害廃棄物処理実行計画の策定

災害が発生した際は、被害状況を踏まえて、災害廃棄物処理の基本方針に基づき、処理の方針及び処理期間の検討を行います。また、災害廃棄物の収集運搬、処理・処分方法、再生利用先の確保、仮設処理施設の必要性等を検討して、処理フローを作成し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定します。(図 1-3)

災害廃棄物処理実行計画は、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理して策定し、処理業務の発注や補助金事務に係る資料として用いることで円滑な処理を進めます。災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗等の状況に応じて、災害廃棄物発生量と処理処分先・再生利用先等を見直し、改定していくものとします。

図 1-3 災害廃棄物処理方法の検討の流れ



9 日立市の行動

災害廃棄物は、災害発生から数日間で膨大な量が発生するため、仮置場の確保や分別徹底の周知等、災害発生直後の対応が重要です。災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に対応するため、災害発生直後は、職員の安否確認、人命救助を優先して対応すると同時に、災害廃棄物処理に関する施設の被害状況の把握、災害廃棄物処理に必要な体制の構築等に対応することとします。(表 1-6)

水害では、水が引いた後、被災した市民が一斉に災害廃棄物を排出します。災害発生後 1 週間の排出量が最も多くなるため、仮置場の充足状況の把握を初動期に行うことになります。

表 1-6 災害発生時期ごとの日立市の行動目安

平常時 (災害発生前)	(1) 本計画の見直し (2) 被災時の連携体制の構築（県、他市町村、事業者等） (3) 仮置場候補地の選定 (4) 市民・事業所への啓発・広報 (5) 資機材の確保 (6) 災害発生時における事務の把握 (7) 市職員の教育・訓練
初動期 (災害発生 ～3日目まで)	(1) 関係者の安否確認、人命救助等 (2) ごみ・し尿の発生状況（要収集施設、場所、量、質等）の把握 (3) 防疫対策上緊急を要する応急措置 (4) 有害ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置 (5) 災害廃棄物処理実行計画（第一次）の検討及び体制の確立 (6) 関連施設等の被災状況の確認・県への報告 (7) 仮置場、仮設トイレの設置・運営・管理 (8) 市民・事業所への広報、窓口の設置 (9) 緊急活動用道路上の堆積物撤去等による安全の確保
第一次処理対策期 (災害発生4日目 以降14日目まで)	(1) 第一次処理対策の実施 ア 指定避難場所、医療対策施設等からの収集 イ 被災地放置ごみの収集 (2) 有害ごみに対する安全対策上必要な措置 (3) 災害廃棄物処理実行計画（第二次）の検討及び体制の確立 (4) 土木建築系、財務系、廃棄物担当OB等の人材調達 (5) 県・近隣市町村への支援要請 (6) 一般廃棄物処理施設の復旧及びその進捗報告 (7) 処理・再生利用・最終処分先の検討 (8) 補助金関係事務・予算の確保 (9) 仮置場の充足状況の把握 (10) 優先度の高い災害廃棄物の処理調整・手配
第二次処理対策期 (災害発生15日目 以降)	(1) 第二次処理対策の実施 ア 市または民間のごみ処理施設による中間処理 イ 仮置場における中間処理 ウ 最終処分 (2) 有害ごみに対する安全対策上必要な措置 (3) 災害廃棄物の処理委託契約等の手続 (4) 公費による一般家屋等の解体手続・発注 (5) 事務委託内容の検討・手續（県へ委託する場合） (6) 平常時収集体制への移行
第三次処理対策期 (～3年程度)	（災害廃棄物の発生量が想定を上回る場合） (1) 二次仮置場等における中間処理 (2) 広域的支援体制による中間処理（焼却・再生） (3) 広域的支援体制による最終処分 (4) 広域的支援体制による有害物質の処理

復旧・復興期 (～3年程度)	(1) 初動期からの必要な行動の継続 (2) 仮置場の原状回復・返還 (3) 仮設トイレの撤去 (4) 補助金等の申請
-------------------	--

◆水害における災害発生前の行動の留意点

水害は、地震と異なり一般的に大雨等の事前の予兆があります。そのため、大雨が予想される場合、災害に備えて、以下の対策を行います。

- ・連絡体制の確認
- ・廃棄物処理施設の安全性の確認（浸水・暴風対策）
- ・廃棄物収集運搬車の退避（高台等へ駐車場所を移動）
- ・停電や断水した場合の廃棄物処理施設の対応を検討
- ・仮置場の確保に関する関係部署との調整
- ・災害廃棄物発生に備えた広報内容（分別・収集方法・仮置場位置図等）の準備・確認

10 教育・訓練

(1) 職員への教育・訓練

災害廃棄物処理に必要な知識や実行力を高めるため、職員に対して本計画を周知し、以下の事項について、定期的に教育・訓練を実施します。

- ア 過去の災害廃棄物処理の経験に学ぶ教訓
- イ 災害廃棄物処理に係る関連法令
- ウ 災害廃棄物の分別、仮置場の管理に係る実務
- エ 災害廃棄物の処理方法
- オ 災害廃棄物処理実行計画の策定手順
- カ 災害報告書作成・補助金交付申請事務に係る実務
- キ 連絡訓練、実動訓練等

(2) 経験の継承

東日本大震災における災害廃棄物処理の初動期から復旧・復興期までの経験を継承することにより、今後の災害に備え、被災時における適正かつ円滑・迅速な対応に生かします。

11 災害廃棄物対策の進捗管理

災害廃棄物処理の対応力の向上を図るために、目的・目標を明確にして、重要な事項から取組を進め、仮置場候補地の選定状況、教育・訓練の履修実績、府内の体制構築、関係者との連携強化等の進捗管理を行います。



平成 23（2011）年3月に発生した東日本大震災における災害廃棄物の仮置場
(久慈浜)



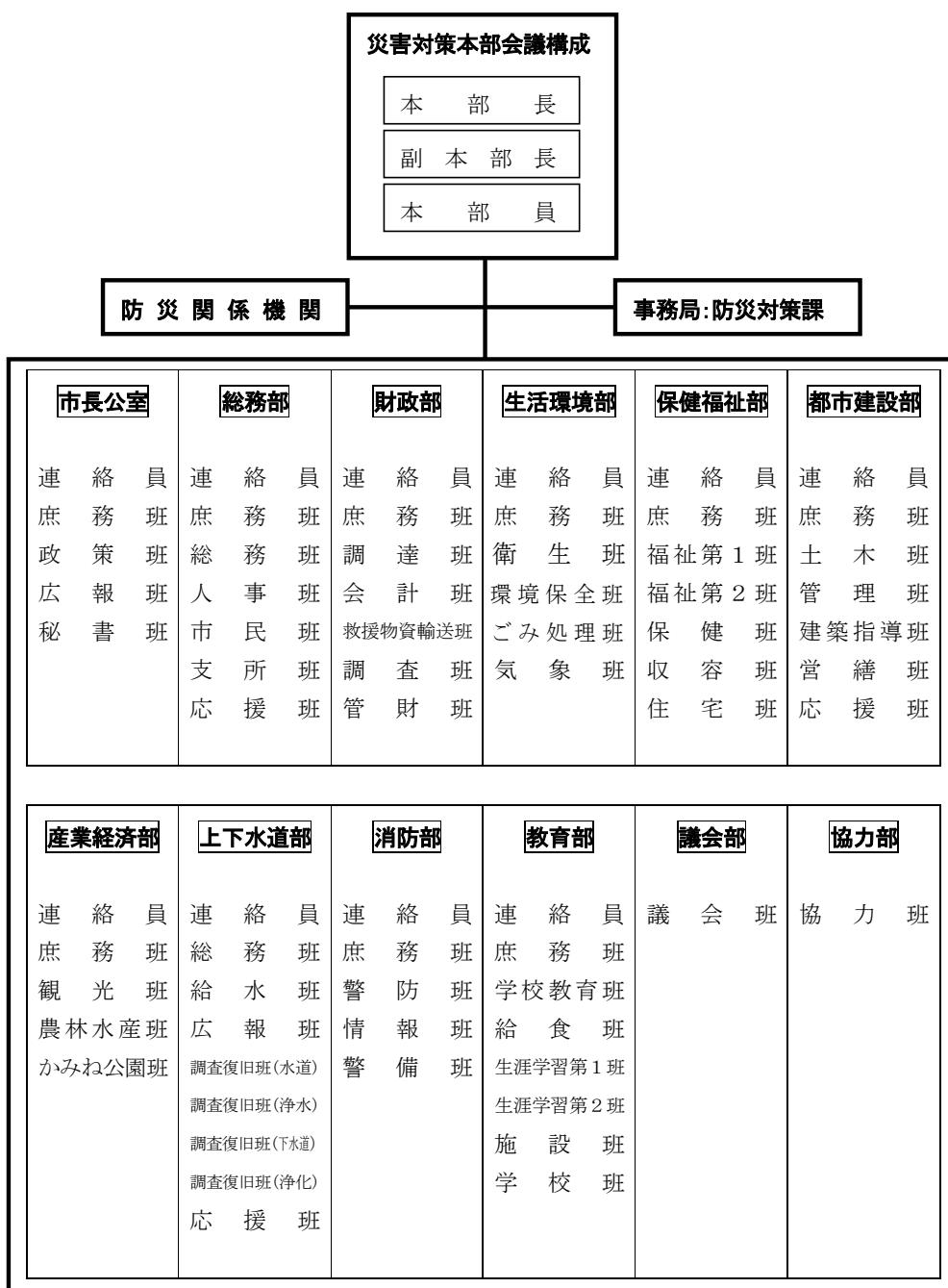
平成 23（2011）年3月に発生した東日本大震災における災害廃棄物の仮置場
(池の川)

第2章 災害廃棄物処理のための体制等

第1節 体制の構築

災害時は、本計画及び地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立します。(図 2-1)

図 2-1 日立市災害対策本部組織図



地域防災計画に基づき災害対策本部等と情報共有し連携して対応します。(図2-2、表2-1)

図2-2 災害対策チーム組織体制

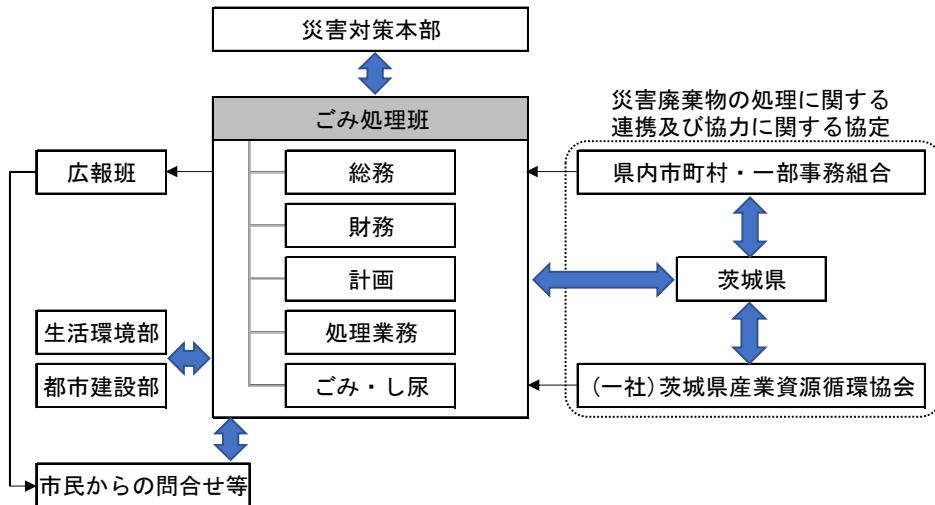


表2-1 業務内容と組織体制

業務	業務内容		担当課	関係課
総務	・ 災害対策本部との連絡調整 ・ 職員人員配置 ・ 近隣市町村、県、国、関係機関・関係団体への支援要請 ・ 情報収集、関係者の調整 ・ 市民への広報・問合せ対応等		資源循環推進課 清掃センター	広報戦略課 防災対策課
	・ 予算確保・管理 ・ 処理契約 ・ 補助金申請事務		環境推進課 資源循環推進課 清掃センター	財政課
計画	・ 災害廃棄物発生量推計 ・ 処理フロー・実行計画策定、更新、進捗管理 ・ 県内自治体・民間処理施設能力把握、最終埋立処分場容量確保、再生利用先確保		資源循環推進課 清掃センター	
処理業務	・ 民間事業者への収集運搬業務発注仕様書作成 ・ 仮置場管理業務の発注仕様書作成 ・ 民間事業者への処理業務発注仕様書作成 ・ 公費解体積算業務発注仕様書作成		資源循環推進課 清掃センター	契約検査課 都市整備課 道路管理課 建築指導課
	・ 仮置場の確保（担当部署調整、住民説明等） ・ 開設準備（動線・分別配置設計） ・ 搬入出ルートの調整（地域住民、警察等） ・ 仮置場搬入出・保管運用計画		資源循環推進課 清掃センター	
ごみ・し尿 関係調整	・ 仮設トイレ不足状況把握・仮設トイレ支援要請・調達 ・ ごみ・し尿収集車両の調達、燃料供給の調整 ・ ごみ処理計画、し尿処理計画		環境推進課	浄化センター

ごみ処理 施設	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況把握・連絡、施設の補修 分別の指揮・助言、仮置場管理への指揮・助言 収集運搬計画調整 ごみ処理施設被害に応じた施設間調整 	清掃センター	
し尿処理 施設	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況把握・連絡、施設の補修 し尿処理施設被害に応じた施設間調整 	環境推進課	浄化センター
環境担当	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質使用特定事業場の状況調査、仮置場用地の土壤等調査、アスベスト等各種環境調査計画の策定、調査等 	環境推進課	

※ 各業務に必要な人数は、時間の経過と共に変わるため、人員の配置や体制は隨時見直しを行う必要があります。

第2節 情報収集・連絡

1 災害時

(1) 被害情報等の収集と連絡（表 2-2、表 2-3）

- ア 一般廃棄物等処理施設の被害状況等、復旧時期等を把握し、災害対策本部へ報告します。
- イ 市内の災害廃棄物発生状況（場所・量）に関する情報を把握します。
- ウ 仮置場の充足状況に関する情報を把握します。

(2) 事業者に関する情報収集

産業廃棄物処理施設の受入可能量・条件等に関する情報を把握します。

(3) 情報提供

一般廃棄物等処理施設が被災していない場合、他地区からの受入可能量・条件に関する情報提供を行います。

表 2-2 市が収集する情報

分類	収集内容	情報源等	目的
被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（停電・断水・ガス供給）の停止と復旧見込み ・下水道被災状況 	市災害対策本部	支援要請の検討、連絡手段の検討
避難状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所所在地と避難者数 		避難所ごみ・し尿発生量把握
道路被害	<ul style="list-style-type: none"> ・道路被害、渋滞情報 		収集運搬の検討
建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ・全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数 ・水害の浸水範囲（床上、床下戸数） 		災害廃棄物発生量推計
廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物等処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況 	一部事務組合 近隣市町村	支援要請の検討、処理方法の検討
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所（ごみステーション）に排出された生活ごみの状況 ・指定場所以外に投棄された廃棄物の状況 	現地確認 市民・事業者等	優先的に処理すべき廃棄物の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の種類と量 ・有害廃棄物の発生状況 ・腐敗性廃棄物の発生状況 		災害廃棄物発生量推計、処理方法検討
仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場設置場所、面積、充足状況 ・市町村の仮置場への搬入状況 ・仮置場周辺の環境、苦情等 		仮置場の広報 仮置場管理
処理処分	<ul style="list-style-type: none"> ・処理処分の数量管理・進捗状況 ・処理処分先の確保・契約状況 		進捗管理
必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレその他の資機材ニーズ ・人材・人員の支援ニーズ ・その他の支援ニーズ 		支援要請

表 2-3 県から収集する情報

分類	収集内容	情報の活用方法
廃棄物処理施設	・被災していない市町村の一般廃棄物処理施設における受入可能量・条件等	処理処分先の確保
	・産業廃棄物処理施設（焼却施設・最終処分場）、資源化関係施設の受入可能量・条件等	
	・県外の廃棄物処理施設や資源化関係施設の受入可能量・条件等	
廃棄物	・災害廃棄物の発生量推計関連 ・有害廃棄物の処理方法 ・腐敗性廃棄物の処理方法	災害廃棄物発生量 推計 処理方法検討
仮置場	・県有地等の仮置場候補地 ・仮置場の適切な運営管理方法	仮置場の広報 仮置場管理
必要な支援	・仮設トイレその他の資機材支援 ・人材・人員の支援 ・その他の支援	不足分の補充

2 平常時

(1) 連絡窓口一覧表の整備（表 2-4）

連絡窓口一覧表を隨時更新し、県及び他市町村と共有します。

(2) 連絡手段の整備

ア I P 電話、防災無線、衛星電話等を調達し、複数の連絡手段を準備します。また、非常用電源等を確保しておきます。

イ 情報機器及び周辺機器は、水害等の被害に遭わない場所に設置します。

ウ 収集運搬業者、プラントメーカー等の処理施設関係者等との災害時の連絡方法を確認します。

表 2-4 県及び県内市町村等連絡窓口一覧

団体名	部署等	連絡先
茨城県	県民生活環境部廃棄物規制課	029-301-3020
水戸市	生活環境部ごみ減量課	029-232-9114
日立市	生活環境部資源循環推進課	050-5528-5068
土浦市	環境衛生課	029-826-1111
古河市	環境課	0280-76-1511
石岡市	生活環境課	0299-23-7301
結城市	経済環境部生活環境課	0296-34-0370
龍ヶ崎市	産業経済部環境対策課	0297-60-1538
下妻市	市民部生活環境課	0296-43-8289

常総市	保健衛生部生活環境課	0297-23-2919
常陸太田市	市民生活部環境政策課	0294-72-3111
高萩市	市民生活部環境市民協働課	0293-23-7031
北茨城市	環境産業部生活環境課	0293-43-1111
笠間市	市民生活部資源循環課	0296-77-1101
取手市	まちづくり振興部環境対策課	0297-74-2141
牛久市	廃棄物対策課	029-873-2111
つくば市	生活環境部環境衛生課	029-883-1246
ひたちなか市	経済環境部廃棄物対策課	029-273-0111
鹿嶋市	市民生活部廃棄物対策課	0299-82-2911
潮来市	環境経済部環境課	0299-63-1111
守谷市	生活環境課	0297-45-1111
常陸大宮市	市民生活部生活環境課	0295-55-8067
那珂市	環境課	029-298-1111
筑西市	市民環境部環境課	0296-24-2130
坂東市	市民生活部生活環境課	0297-21-2189
稻敷市	市民生活部環境課廃棄物対策室	029-892-2000
かすみがうら市	市民部環境保全課	029-897-1111
桜川市	市民生活部生活環境課	0296-75-3111
神栖市	生活環境部廃棄物対策課	0299-90-1148
行方市	経済部環境課	0291-35-2111
鉾田市	環境経済部生活環境課	0291-36-7486
つくばみらい市	市民経済部生活環境課	0297-52-3150
小美玉市	市民生活部環境課	0299-48-1111
茨城町	生活経済部みどり環境課	029-240-7135
大洗町	生活環境課	029-267-5111
城里町	町民課	029-353-7343
東海村	環境政策課ごみゼロ推進室	029-282-7289
大子町	生活環境課	0295-76-8802
美浦村	生活安全課	029-885-0340
阿見町	廃棄物対策課	029-889-0281
河内町	都市整備課	0297-84-6956

八千代町	環境対策課	0296-48-3818
五霞町	生活安全課	0280-84-3618
境町	危機管理部防災安全課	0280-81-1307
利根町	生活環境課	0297-68-2211
大宮地方環境整備組合	環境センター	029-296-1744
常総衛生組合	総務課	0297-52-3038
龍ヶ崎地方塵芥処理組合	施設課	0297-60-1777
龍ヶ崎地方衛生組合	事務局	0297-64-1144
さしま環境管理事務組合	総務課	0280-87-0609
筑北環境衛生組合	事務局	0296-75-2533
茨城地方広域環境事務組合	事務局	029-292-0090
大洗、鉢田、水戸環境組合	事務局	029-267-2898
江戸崎地方衛生土木組合	施設維持課	029-892-2841
湖北環境衛生組合	総務課	0299-22-6092
筑西広域市町村圏事務組合	環境センター	0296-33-3755
常総地方広域市町村圏事務組合	常総環境センター	0297-48-2314
霞台厚生施設組合	業務管理課	0299-26-0246
鹿島地方事務組合	総務課	0299-91-1184
下妻地方広域事務組合	クリーンポート・きぬ	0296-43-8822
ひたちなか・東海広域事務組合	施設課クリーンセンター管理室	029-265-5310

第3節 協力・支援体制

1 災害時

(1) 県内広域処理体制

本市が、災害廃棄物処理に単独で対応しきれない場合は、県や近隣の市町村へ支援を求め、連携して対応します。

(2) 事業者との連携による処理

大量の災害廃棄物が発生した場合、本市の一般廃棄物処理施設で処理しきれないことが想定されます。また、がれき類等の災害廃棄物は、産業廃棄物に類似した性状を有することから、産業廃棄物処理施設を活用して処理を行います。県を通じて、一般社団法人茨城県産業資源循環協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物処理を実施します。

(3) 国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）は、環境省・地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されています。D.Waste-Netへ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めます。

(4) ボランティアとの連携

被災家屋等から災害廃棄物を搬出及び運搬する作業は、ボランティアの協力が必要です。ボランティアに対して、安全具の装着等の作業上の注意事項や、災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要です。そのため、社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターに情報提供を行い、ボランティアへの周知を図ります。

(5) 支援受入体制の整備

災害時に支援を受け入れるに当たり、支援が必要な場所や数量等の正確な情報を把握し提供します。また、支援者に対し、具体的支援内容と被災市町村の組織体制を明確に伝えます。

(6) 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会への対応

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を踏まえ、県に対して被害状況や応援要請等に係る情報を共有するとともに、関東地方環境事務所からの要請に基づき、支援チームによる支援活動に可能な限り協力します。

2 平常時

協定を締結している県内外の市町村や関係機関・関係団体と連絡先や資機材・人員、施設の処理能力等に係る情報を共有し、適宜情報を更新して、災害時の迅速な対応に生かします。

また、関係機関・関係団体と災害時の協定を締結し、災害時の迅速な対応に生かします。

第4節 各種協定

災害廃棄物処理の支援体制を強化し、廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理に資するため、発生後は、県や本市が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図ります。（表 2-5）

また、平常時から本計画や関係主体が実施する演習や訓練等を通じて協定内容の点検・見直しを行います。

1 災害時

各種協定に基づき、協定締結先に必要な支援を要請します。支援要請に当たっては、支援実施までに時間を要することも想定されるため、速やかに必要な支援を把握し、協定締結先に要請します。

2 平常時

過去に発生した際の対応状況や全庁又は関係団体と定期的に実施する演習・訓練等の結果を踏まえ、協定内容の点検・見直しを行います。

また、不備な点は、各種協定を所管している部と協議・調整し、適宜協定内容の見直しを行います。

表 2-5 災害時の廃棄物対策を中心とした協定

協定名	締結先	連絡窓口	連絡先
災害廃棄物の処理に関する連携及び協力に関する協定	茨城県 県内各市町村 一部事務組合 (一社)茨城県産業資源循環協会	茨城県 資源循環推進課	029-301-3020

【参考】 日立市における災害廃棄物に係る支援等状況

被害名	支援先	支援内容
令和元年東日本台風 (台風 19 号：令和元年 10 月)	常陸大宮市	仮置場運営の人的支援（延べ 8 人）
	大子町	仮置場運営の人的支援（延べ 12 人）、災害廃棄物の処理支援（燃えるごみ：約 190 トン）
令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号（令和 5 年 6 月）	取手市	仮置場運営の人的支援（延べ 2 人）

第5節 市民への啓発・広報

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、市民の理解と協力が必要です。

このため、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置等について平常時から啓発・広報を行います。特に外国人に対しては、分かりやすい啓発・広報を行う必要があります。

災害廃棄物の不法投棄を防止し、分別を徹底するためには、災害発生直後の広報が重要です。特に水害では、水が引くとすぐに被災した市民が一斉に災害廃棄物を排出するため、効果的な手法で迅速に情報を周知します。

1 災害時

外国人を含む被災者に対して、災害廃棄物の分別や収集方法、仮置場の利用方法等について、効果的な広報手法により周知します。また、ボランティアに対しても、速やかに災害ボランティアセンターを通じて、同様の情報を周知します。

- (1) 市への問合せ窓口
- (2) 避難所におけるごみの分別
- (3) 生ごみの収集日・収集回数の変更、再生資源の収集はしばらく行わないこと等
- (4) 災害廃棄物の収集方法、収集時間及び期間
- (5) 災害廃棄物の分別方法、生ごみや危険物を仮置場に持ち込まない等のルール
- (6) 市民が搬入できる仮置場の場所、搬入時間・期間等
- (7) ボランティア支援依頼窓口
- (8) 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- (9) 損壊家屋等の解体撤去に係る申請手続

2 平常時

市民へ次の内容を伝えます。

- (1) 災害時のごみの出し方
仮置場での受入体制が整うまでの間は、交通に支障をきたさない場所に災害廃棄物を置いておくこと、資源ごみはしばらく収集しないこと等
- (2) 生ごみや災害廃棄物を種類別に分別することの重要性
混合された廃棄物は安全面・衛生面で問題が発生すること、混合された廃棄物は処理に時間がかかり費用が増すこと等
- (3) 災害廃棄物の収集方法
分別方法、戸別収集の有無、ガスボンベ等の危険物の収集方法等
- (4) 仮置場へ、生ごみ、危険物、有害物質、感染性廃棄物、産業廃棄物等を持ち込まない等のルール
- (5) 仮置場の必要性
一時的に保管する場所が必要であること

- (6) 一般廃棄物処理施設が被災した地域のごみや災害廃棄物を一時的に受け入れて支援することへの理解・協力
- (7) 携帯トイレ等の備蓄
(仮設トイレが不足する事態に各者が対応できるように備える)
- (8) 災害時の便乗ごみの排出や、平常時における不法投棄、野焼き等の禁止

◆啓発・広報の手法

<災害時の広報手法>

- 効果的な広報手法により、市民へ正確かつ迅速に情報を周知します。また、外国人を対象とした放送やホームページ、チラシ等による周知をします。
 - ・防災行政無線
 - ・広報車
 - ・避難所やごみ集積所・集会所・掲示板・公共施設へのポスター掲示、チラシの配布
 - ・災害支援に関する広報誌への掲載
 - ・チラシの戸別配布・回覧、新聞等へのチラシの折り込み
 - ・ホームページ、SNS
 - ・テレビ・ラジオ・新聞
 - ・コミュニティへの説明会、広報 等

<平常時の啓発・広報手法>

- 市報、ホームページ、ごみカレンダー等の各種広報媒体を活用することや、防災訓練を通じて、啓発を行います。
- 外国人を対象としたホームページ等による啓発を行います。

第3章 災害廃棄物の処理

第3章 災害廃棄物の処理

第1節 災害廃棄物(生活ごみ・避難所ごみ・し尿を除く)

1 災害廃棄物発生量の推計

(1) 災害時

ア 災害廃棄物発生量の推計のための被害情報の把握

(ア) 建物の全壊・半壊棟数等の被害状況を把握します。

(イ) 水害や津波による被害は、浸水域を航空写真により把握する方法があり、それを基に床上浸水、床下浸水の棟数を見積もることができます。

(ウ) 県や専門機関から提供される情報を活用します。

イ 災害廃棄物発生量の推計方法

建物被害棟数の情報と災害廃棄物の発生原単位を用いて、災害廃棄物発生量を推計します。

$$\text{災害廃棄物発生量} = \text{建物の全壊及び半壊棟数} \times \text{各発生原単位}$$

水害の場合は、さらに以下の方法で推計した発生量を加えます。

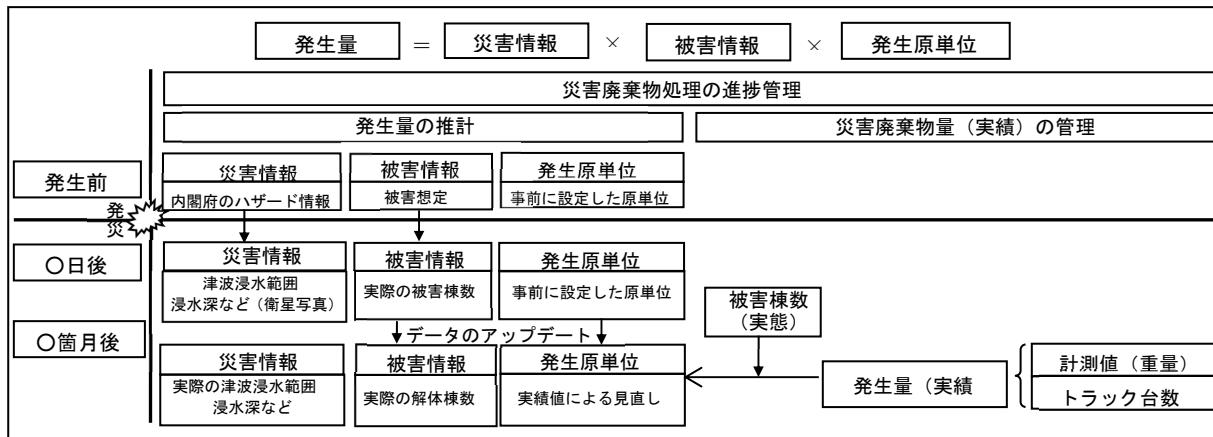
$$\text{災害廃棄物発生量} = \text{建物の浸水世帯数 (床上・床下)} \times \text{各発生原単位}$$

ウ 災害廃棄物発生量の見直し

災害廃棄物発生量の推計は、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその精度を高めて管理する必要があります。

建物被害棟数の情報は、時間の経過とともに変わるために、トラックスケールでの計量、仮置場内の測量等による実績値を用いて発生量を見直します。(図 3-1)

図 3-1 災害廃棄物発生量の見直し



出典：災害廃棄物対策指針

(2) 平常時

ア 被害想定に基づき、災害廃棄物発生量を推計します。(表 3-1)

イ 茨城県地震被害想定調査報告書や洪水ハザードマップ等に基づき建物被害棟数等を算定し、それを用いて災害廃棄物発生量を推計します。(表 3-2、表 3-3)

表 3-1 災害廃棄物種類別の発生量（推計量）(単位：トン)

	木くず	コンクリートがら	コンクリートがら（瓦）	金属くず	可燃物	不燃物	腐敗性廃棄物（畳）	家電4品目	その他処理困難な廃棄物等（石膏ボード）	合計
地震 + 津波	33,591	649,432	14,332	33,591	87,673	280,264	1,904	2,575	16,348	1,119,711
水害	179	3,468	77	179	468	1,497	10	14	87	5,980

表 3-2 災害廃棄物の発生原単位

建物被害等	発生原単位
全 壊	117 トン/棟
半 壊	23 トン/棟
床 上 浸 水	4.60 トン/世帯
床 下 浸 水	0.62 トン/世帯
津波堆積物	0.024 トン/m ²

出典：災害廃棄物対策指針

表 3-3 災害廃棄物の種類別割合の設定 (トン/棟)

災害廃棄物の種類	発生原単位（全壊）	発生原単位（半壊）
木くず（柱角材）	3.510	0.690
コンクリートがら	67.860	13.340
コンクリートがら（瓦）	1.500	0.295
金属くず	3.510	0.690
可燃物	9.160	1.801
不燃物	29.288	5.757
腐敗性廃棄物（畳）	0.200	0.039
廃家電製品（家電4品目）	0.272	0.054
その他処理困難な廃棄物等（石膏ボード）	1.700	0.334
計	117.000	23.000

※ 災害廃棄物対策指針の発生原単位と種類別の割合から設定した。ただし、瓦、石膏ボード、畳及び家電4品目に
ついては災害廃棄物対策指針に記載されていないため、以下の資料を基に設定した。

- ・瓦、石膏ボード及び畳：「災害廃棄物の発生原単位について（第一報） 国立環境研究所」の発生原単位を用いた。
- ・家電4品目：「平成26年度における家電リサイクル実績について（環境省）」「平成26年全国消費実態調査（総務省）」から家電4品目の平均重量と平均保有台数から推計し、設定した。

2 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減や資源の有効利用の観点から、可能な限りリサイクルを進め、焼却処理量及び最終処分量の削減に努めます。

災害廃棄物の種類別の処理方法について、基本的な考え方を表3-4に示します。

表3-4 災害廃棄物処理の考え方

種類	処理の考え方
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理や焼却処理をします。 ・家屋の柱や倒木は、リサイクル材としての価値が高いため、極力リサイクルに努めます。 ・合板くずや小片木くずは、サーマル原料*等により極力リサイクルに努めます。 * : サーマル原料とは、焼却した際の熱エネルギーを有効利用する「サーマルリサイクル」を行うための原料のことです。木材として再利用できない木くずの重要な利用先となっています。 ・木くずを破碎すると、発酵して品質が劣化するため、長期間保存ができません。破碎しない（嵩張る）状態で保管するためのストックヤードの確保が必要です。 ・再生利用先の受入条件の調整が必要です。 ・木くずは、水に濡れると腐敗による悪臭が発生し、リサイクルが困難となる場合があるので、保管の方法や期間には注意が必要です。
コンクリートがら等	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理をします。 ・極力土木資材としてのリサイクルに努めます。 ・コンクリートがらは多量に発生します。路盤材等としてリサイクルできますが、路盤材の需要を上回る量のコンクリートがらを処理すると、路盤材としてすぐに利用できません。路盤材としてすぐに利用できない場合は、コンクリートがらを仮置場で保管します。 ・瓦：極力土木資材としてのリサイクルに努めます。リサイクルできないものは埋立処分します。 ・ガラス・陶磁器くず：極力土木資材としてのリサイクルに努めます。リサイクルできないものは埋立処分します。 ・スレート板：石綿が含有されているおそれがあるため、シート掛け等して石綿が飛散しないように保管します。リサイクルできないものは埋立処分します。 ・土砂混じりがれき：ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリサイクルに努めます。
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・売却を基本としますが、選別が困難である等によりリサイクルできないものは埋立処分します。
可燃物	<ul style="list-style-type: none"> ・布団・カーペット類：切断後、焼却処理を行います。水分を含んだ布団は、破碎が難しく燃えにくいため、乾燥等する必要があります。 ・プラスチック類：極力セメント原燃料等にリサイクルし、リサイクルできないものは焼却処理します。

種類	処理の考え方
不燃物	・破碎選別、磁力選別、手選別等により選別の精度を向上し、極力リサイクルに努め、残さは埋立処分します。
腐敗性廃棄物	・水害で発生する腐敗性廃棄物は、汚水を含み重量が増加します。水に濡れると腐敗による悪臭が発生するため、優先的に処理を行います。
	・畳：仮置場から優先的に搬出後に切断等を行い、セメント原燃料等にリサイクルします。リサイクルできないものは焼却処理します。水に浸かった畳は、発酵し火災が発生する恐れがあるため、仮置場内の保管に注意し、優先的に搬出します。
	・食品：食品・飼肥料工場等から発生する原料及び製品等は、所有者が優先的に焼却等の処理を行います。
津波堆積物	・津波堆積物：ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリサイクルに努めます。
廃家電製品	・エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は、家電リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とします。4品目以外の電気製品については、破碎して金属等のリサイクルに努めます。 ・水害で発生する泥が付着した廃家電製品は、リサイクルが困難となる場合があるので、洗浄等することでリサイクルに努めます。
廃自動車等	・自動車は自動車リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とします。 ・水害により車内に土砂が堆積した場合は、土砂を取り除いてから搬出するように努めます。
廃船舶	・所有者が専門の事業者に依頼し、極力リサイクルに努めます。
有害廃棄物	・農薬・化学薬品、石綿含有廃棄物、感染性廃棄物等は分別して保管し、専門の事業者で処理を行います。 ・P C B 廃棄物は、P C B 特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理を行います。
その他処理が困難な廃棄物等	・危険物：消火器、ガスボンベ類、油類は、分別して保管し、専門の事業者で処理を行います。 ・マットレス・ソファ類：切断後、金属の回収、焼却処理を行います。 ・石膏ボード：汚れがないこと、板状であること（製造番号等が識別できること）が受入要件であり、仮置場において雨等で濡れないよう保管して、石膏ボード原料とします。汚れ・水濡れ等のものは埋立処分します。 ・太陽光発電設備（家庭用）：感電に注意して取扱います。金属等のリサイクルに努めます。 ・漁網：漁網には錘に鉛等が含まれていることから分別し、破碎・焼却処理や埋立処分を行います。 ・混合廃棄物：可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属等を含むため、できるだけ選別処理することでリサイクルに努めます。

※災害廃棄物の処理の主体は基本的に市町村ですが、所有者等が処理するものもあります。

以上の処理の考え方のもと、災害廃棄物の処理方法は図 3-2、図 3-3 を基本とします。

図 3-2 災害廃棄物の種類別の処理方法

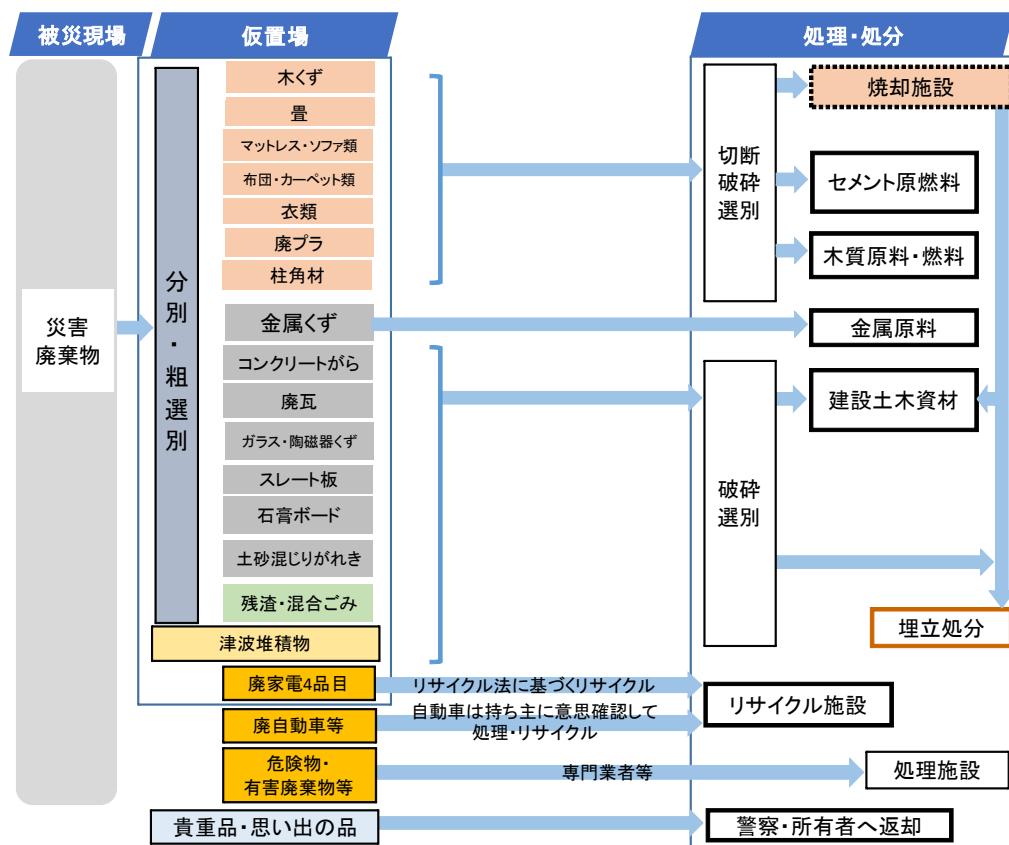
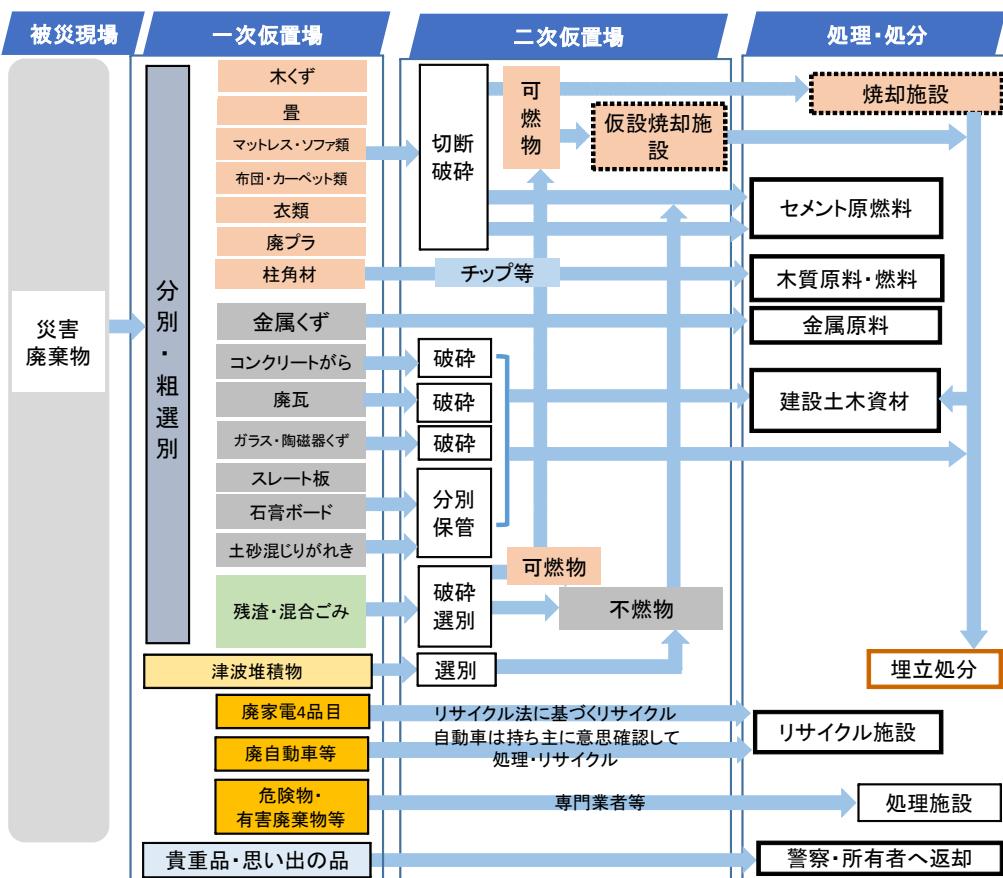


図 3-3 災害廃棄物の種類別の処理方法（最大規模の場合）



3 仮置場

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積する場所です。（表3-5）

市内既存施設を最大限活用しても目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、二次仮置場内に仮設処理施設の設置が必要となります。また、一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合は、二次仮置場内で再分別・保管を行う場合もあります。

表3-5 仮置場の区分と特徴

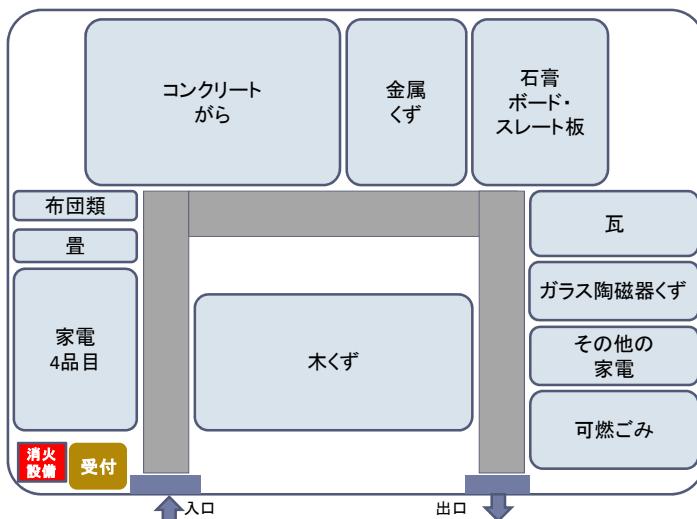
区分		機能	特徴
一次仮置場	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、損壊家屋等から災害廃棄物を、被災市町村内において、一時的に集積する場所 処理（リユース・リサイクルを含む）前に、仮置場にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所 	<ul style="list-style-type: none"> 被災現場付近に設置
大規模災害 二次仮置場	仮設処理施設用地	仮設の破碎・焼却施設等の設置及び処理作業等を行うための場所	<ul style="list-style-type: none"> 大規模で設置数が少ない 長期間運用される場合が多い
	仮置場	一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合に、再分別・保管しておく場所	
	保管用地	<ul style="list-style-type: none"> 仮設処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管場所 仮設処理施設から発生する処理残さの保管場所 需要不足により滞留する再資源化物の保管場所 	

出典：災害廃棄物対策指針技術資料1-14-1より作成

仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とし、仮置場内の配置が分かりやすいよう配置図を事前配布または入口で配布します。（図3-4）

地震による木造家屋の被害が多い場合は、木くずの割合が大きくなり、水害の場合は、家電や畳の割合が大きくなります。

図3-4 一次仮置場の分別配置の例



※分別品目ごとの面積割合は例であり、災害や損壊家屋等の種類によって変化する。

(1) 災害時

ア 仮置場の確保、設置

- (ア) 次の手順を参考に仮置場を確保します。
 - a 平常時に選定した仮置場候補地の使用可否を検討します。(仮置場候補地や周辺道路の被災状況、仮置場候補地の他の用途での利用有無)
 - b 仮置場候補地の所有者や管轄部署と使用する期間や条件を確認します。
 - c 仮置場候補地の現地確認を行います。
- (イ) 仮置場候補地は、緊急ヘリポートや応急仮設住宅等の候補地となる場合があるため、関係課所に使用状況を確認し、災害対策本部等で調整・協議した上で確保します。
- (ウ) 仮置場の近隣住民へ仮置場の必要性を説明し、理解を得た上で設置します。
- (エ) 仮設処理施設の設置等により二次仮置場が必要となる場合は、そのための用地を確保します。
- (オ) 二次仮置場と仮設処理施設を設置する場合でも、仮設処理施設が稼働するまでの半年から1年間は、一次仮置場で災害廃棄物の搬入・搬出を行う必要があり、一次仮置場が不足する事態とならないように土地を確保し、運用します。
- (カ) 仮置場が不足する場合には、県の支援のもと、近隣市町村に仮置場の提供を依頼します。

イ 仮置場搬入に係る市民への周知（2章5節参照）

市民が仮置場へ搬入する場合は、分別等のルールと仮置場の場所等を周知する必要があるため、地域ごとに効果的な広報手法により、市民へ正確かつ迅速に周知します。

ウ 仮置場での作業内容

- (ア) 仮置場内で車両の誘導及び災害廃棄物の荷下ろし補助、分別等の作業を行います。
- (イ) 災害廃棄物の搬入車両が多い時期には、少なくとも1つの仮置場で20名程度の人数が必要となるため、職員や協力団体を配置し、又は、事業者に業務委託し、仮置場内の作業を行います。

エ 仮置場の管理

仮置場の管理を実施するため、職員や協力団体を配置し、又は、事業者に業務委託します。

(表 3-6)

表 3-6 仮置場の管理

区分	内 容
飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施します。 ・ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をします。 ・仮置場周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置します。
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行います。 ・殺虫剤等薬剤の散布を行います。

火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 可燃性廃棄物は、積み上げは高さ 5m 以下、災害廃棄物の山の設置面積を 200m² 以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は 2m 以上とします。
作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用します。
仮置場の監視	<ul style="list-style-type: none"> 他市町村からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認めます。 生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場入口に管理者を配置し、確認・説明を行います。 仮置場の搬入受入時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖します。 夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施します。
災害廃棄物の数量の管理	<ul style="list-style-type: none"> 日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行います。停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握します。

出典：災害廃棄物対策指針を基に作成

オ 仮置場の返還

仮置場を設置した場合は、災害廃棄物の搬出、仮設処理施設の解体撤去後、土壤調査を実施し、返還に係る条件に従い原状復旧して所有者へ返還します。

カ 無管理の集積所が発生した場合の対応

住民や収集運搬業者等から発生場所についての情報を収集し、可能な限り早急に回収します。早期に回収が困難な場合は、コミュニティや地域住民に分別管理を依頼します。

無管理の集積所からの搬出が完了したら、新たな侵入・排出を避けるため、三角コーンやロープで搬出が完了した集積所を囲った上で閉鎖する。



令和5年9月台風13号における仮置場対応
(左：搬入時の受付、右：搬入時間外のバリケード設置)

◆仮置場設置時の留意点

仮置場を設置する場合は、以下に留意して仮置場の設置を進めます。

- ・ 仮置場を開設する際に土壤汚染の有無を把握するように努めます。
- ・ 仮置場内の搬入・通行路は、大型車が走行できるように整備します。
- ・ 仮置場内の渋滞や混乱を避けるために一方通行の動線とし、分別種類ごとの分別配置図と看板を設置します。
- ・ 不法投棄を避けるため、仮置場までの主な道路に案内看板等を設置します。
- ・ 仮置場までの道路渋滞の発生を防ぐため、仮置場の搬入・搬出ルートを警察と相談します。
- ・ 仮置場では火災の恐れがあり、危険物や有害物が保管されることもあることから、仮置場の設置場所等を消防に連絡します。
- ・ 水害等による災害廃棄物から汚水の発生が懸念される場合、遮水シートの設置等により汚水による公共水域や地下水の汚染の防止に努めます。また、必要に応じて排水溝や排水処理設備等を設置する等により、敷地外への漏出防止対策を行います。



遮水シートを敷設した仮置場の事例

出典：仙台市HP

(2) 平常時

ア 仮置場候補地の選定

(ア) 速やかに被災現場から災害廃棄物を搬出するため、災害直後から仮置場を確保することが重要です。特に水害では、水が引くと直ちに災害廃棄物が搬出されます。そのため、被害想定に対応した仮置場の面積、設置場所及び設置数を考慮し、以下の条件を踏まえた上で、仮置場候補地を選定しておきます。

- a 他の応急対策事業に支障のないこと
- b 環境衛生に支障がないこと
- c 搬入に便利なこと
- d のちに行う焼却、埋立て等の処理に便利なこと
- e 可能な限り公有地であること

(イ) 災害廃棄物を再生利用するための保管場所として、また、災害廃棄物の適切な処理を行うために必要な選別、破碎、焼却等を行う場所として、二次仮置場が必要となる場合があります。そのため、二次仮置場は、一次仮置場よりも広い面積の候補地を選定しておきます。

(ウ) 仮置場候補地の近隣住民に対して、仮置場の必要性について説明し、理解を得るように努めます。

(エ) 仮置場候補地内の分別配置図の作成等について準備しておきます。

イ 仮置場の必要面積の推計

被害想定により推計した災害廃棄物発生量を基に、仮置場の必要面積を推計すると、必要な仮置場は、約 48.6ha となります。（表 3-7）

表 3-7 仮置場の必要面積

想定する災害	地震+津波 (発生量約 112 万トン)	水害 (発生量約 0.6 万トン)
仮置場の必要面積	約 48.6ha	約 0.3ha

【仮置場の必要面積の推計方法】

$$\text{面積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

$$\text{集積量} = \text{災害廃棄物発生量} - \text{処理量}$$

$$\text{処理量} = \text{災害廃棄物発生量} \div \text{処理期間}$$

$$\text{見かけ比重} : \text{可燃物 } 0.4 \text{ (t/m}^3\text{)} , \text{ 不燃物 } 1.1 \text{ (t/m}^3\text{)}$$

$$\text{積み上げ高さ} : 5\text{m以下が望ましい。}$$

$$\text{作業スペース割合} : 0.8 \sim 1$$

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 1-14-4

- 災害廃棄物全量が仮置場に搬入されて一時的に保管することを仮定する場合の必要面積は、以下のように簡易に考えることもできます。

$$\text{面積} = \text{災害廃棄物の発生量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

◆仮置場候補地の選定の際に考慮する点

仮置場候補地は、以下の点を考慮して平常時に選定します。

＜選定を避けるべき場所＞

- 学校等の避難場所として指定されている施設の敷地及びその周辺はできるだけ避ける。
- 周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
- 水害による災害廃棄物は、汚水を発生するおそれがあることから水源に留意し、近接する場所を避ける。
- 浸水想定区域等を避ける。（ハザードマップを参照）
- 二次仮置場は、長期間に渡り、大量の災害廃棄物を仮設処理施設により破碎選別、焼却処理を行う場合があるため、周辺環境へ影響を考慮して選定する。

＜候補地の絞込み＞

- ・重機等により災害廃棄物を分別・保管するため、できる限り広い面積を確保する。
- ・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地
- ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）
- ・候補地に対する自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズの有無を確認する。
- ・効率的な搬出入ルート、必要な道路幅員が確保できる。
- ・敷地の搬入・通行路は、大型車が走行できるようコンクリートまたはアスファルト敷が好ましいが、場合によっては鉄板をしき対応したほうが好ましい。
- ・長期間使用できることが好ましい。
- ・必要な消火用水、仮設処理施設の電源・水源が確保できることが好ましい。

出典：災害廃棄物対策指針を基に作成

4 分別の徹底

災害廃棄物の分別は極めて重要です。分別の徹底は、処理期間の短縮や最終処分量の削減、処理費用の削減につながります。

(1) 災害時

ア 被災家屋等からの搬出時における広報

(ア) 仮置場で分別を徹底するためには、被災家屋等からの搬出時における分別が特に重要なとなります。被災者に対して、同じ袋に複数の種類の災害廃棄物を混合して入れないこと等、分別について周知します。

(イ) 高齢者や障がい者等の損壊家屋等から災害廃棄物を搬出・運搬するには、ボランティアの協力が必要です。ボランティアへ災害廃棄物の分別について周知します。

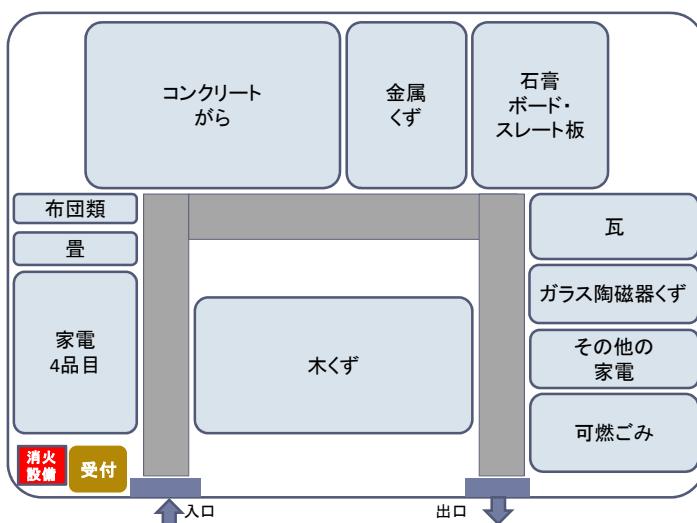
イ 仮置場での分別配置図の配布、看板の設置（図3-4）

(ア) 仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とします。

(イ) 仮置場内の配置が分かりやすいよう配置図を事前配布又は入口で配布します。

(ウ) 仮置場内の分別品目ごとの看板を作成し、設置します。

(再掲) 図 3-4 一次仮置場の分別配置の例



※分別品目ごとの面積割合は例であり、災害や損壊家屋等の種類によって変化する。

ウ 仮置場での分別の指導

- (ア) 分別品目ごとに、数名の作業員を配置し、車両からの荷下ろしを手伝い、分別配置の指導を行います。
- (イ) 同じ袋に複数の種類の災害廃棄物が入っている場合は、袋から出して分別を行うよう持ち込み者に依頼するとともに作業を手伝えます。禁忌品がある場合は持ち帰るよう依頼することで、仮置場内の分別を徹底します。
- (ウ) 火災予防のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないよう確認します。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管します。





上：
入口看板
種別看板
の設置

下：
作業員の
配置

(2) 平常時

ア 災害廃棄物の分別における広報

災害廃棄物の分別の重要性や方法について、市民へ啓発を行います。

イ 仮置場内での必要な作業

仮置場内での分別に必要な作業（分別配置図の作成・配布、看板の作成・設置、分別指導、荷下ろし補助等）について、準備しておきます。

ウ 仮置場内で分別の指導

仮置場内で分別の指導や荷下ろし補助をする作業員の確保について検討します。災害廃棄物の搬入車両が多い時期には、少なくとも 1 つの仮置場で 20 名程度の人数が必要となるため、仮置場内の作業を業務委託することを検討します。

5 収集運搬

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするために、災害発生後、速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去することが重要です。

水害時には、水分を多く含む畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の生活ごみを収集運搬する人員及び車両等の体制では困難になります。そのため、人員、車両の増加や、重機を用いる等の対応が必要です。

(1) 災害時

ア 収集運搬車両の確保

被災地の状況を把握して、車両を手配します。大型車の方が運搬効率は良いですが、小型車でないと通行できない道路もあります。収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町村や県へ支援要請を行います。

イ 収集運搬方法の決定

(ア) 収集運搬能力や交通事情等を踏まえ、災害廃棄物を仮置場へ搬入する方法を決定しま

す。（表3-8）。

- (イ) 本市が災害廃棄物を仮置場に収集運搬する場合、被災者に災害廃棄物を排出する場所を指示します。被災者が仮置場へ搬入する場合、仮置場内で被災者に分別を指導します。
- (ウ) 被災家屋集中地区や高齢者等の被災者自身で災害廃棄物を排出できない場合には、早期に効率的な収集運搬方法を決定します。

ウ 収集運搬ルートの決定

平常時に検討した収集運搬方法やルートを基に、道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的なルートを決定します。

(2) 平常時

ア 収集運搬に係る車両の確保・連絡体制

- (ア) 本市及び事業者が所有する廃棄物収集運搬車両の台数を把握します。パッカー車だけではなく、平積み車両の台数も把握します。

- (イ) 収集運搬に係る連絡体制について、関係事業者の一覧表を作成し、隨時更新・共有します。

イ 収集運搬方法の検討

- (ア) 収集運搬能力や交通事情等を踏まえ、災害廃棄物を仮置場へ搬入する方法について検討します。本市が収集し仮置場へ搬入する場合に、被災者が災害廃棄物を排出する場所についても検討します。（表3-8）

- (イ) 効率の良い収集運搬ルートを検討します。洪水ハザードマップで浸水想定区域を確認します。

表3-8 災害廃棄物の収集運搬方法

	市による収集・仮置場への搬入	被災者による仮置場への搬入
概要	<ul style="list-style-type: none"> 被災者が、災害廃棄物を市の指定場所に分別して搬出します。 市が、収集運搬車両ごとに品目を定めて収集し、仮置場に搬入します。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者が、自ら調達した車両等を利用して仮置場へ搬入し、分別しながら荷下ろしをします。
特徴	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の負担を小さくできます。 仮置場の設置数を抑制できます。 収集段階で分別できます。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収集運搬員・作業員数を多く要します。 収集運搬計画を立てる必要があります。 収集段階で確実に分別するため、収集運搬員・作業員へ災害廃棄物の収集運搬に関する教育が必要になります。 収集運搬能力が不足すると路上に災害廃棄物が溢れて交通に支障をきたす事態となります。 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期間に被災地から災害廃棄物を搬出できます。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入車両により、渋滞を招くおそれがあります。 被災者の利便性のため、仮置場の設置数を多くする必要があります。 被災者の負担が大きくなります。 仮置場作業員が不足すると、分別の徹底が難しくなります。これにより、多量の混合廃棄物が発生するおそれがあります。

6 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。既存の廃棄物処理施設での処理を行い、市内で処理しきれない場合には、県内市町村の支援による処理及び県内事業者による処理を行います。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討し決定します。

(1) 災害時

ア 処理・処分

- (ア) 破碎選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。被災状況に応じて、県へ支援要請を行います。
- (イ) 仮設処理施設を設置する場合は、仮設処理施設の仕様作成及び二次仮置場の設計・積算を行い、処理業務を発注します。

イ 再生利用

セメント原燃料や建設土木資材、バイオマスボイラー*用燃料等の再生利用先を確保し、その受入条件に適合するように災害廃棄物を前処理する必要があります。

なお、処理した資材が活用されるまで仮置きするための保管場所を仮置場内に確保します。

*:バイオマスボイラーとは、主に木くずを燃料としたボイラーです。熱や蒸気を利用する工場や発電のために設置されています。災害廃棄物処理においても木くずの利用先として重要です。

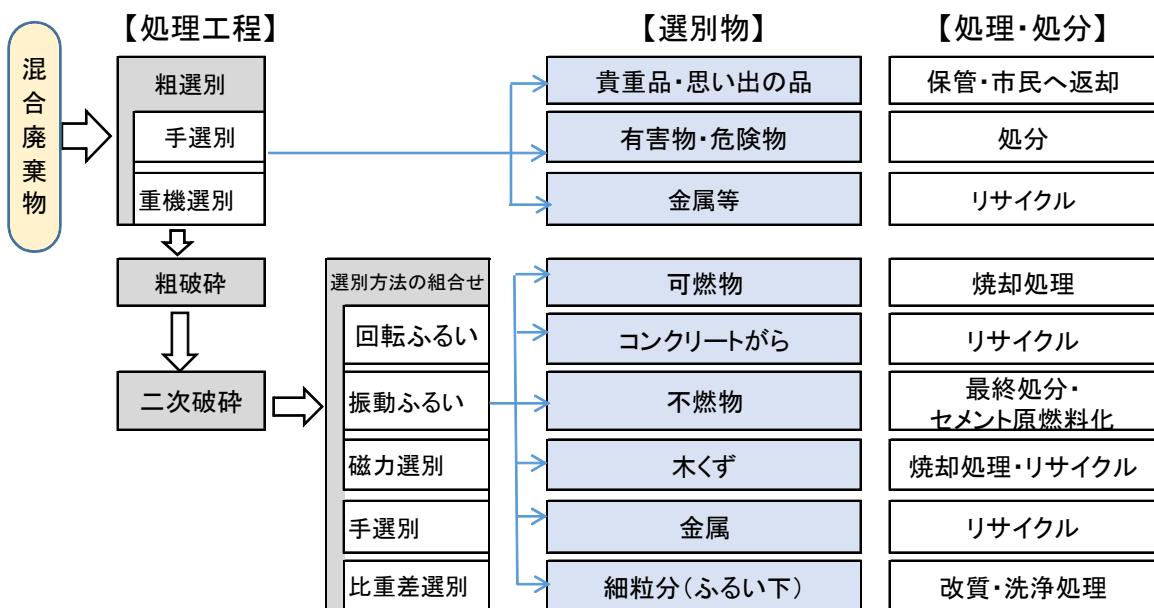
ウ 仮設処理施設の設置

既設の廃棄物処理施設において目標期間内で処理しきれない等の場合、必要に応じて仮設処理施設を設置し、破碎及び選別、焼却を行います。特に、混合廃棄物や津波堆積物が多量に発生した場合、既存の廃棄物処理施設で処理することが難しいため、仮設処理施設を設置して処理することが想定されます。

エ 混合廃棄物の処理

- (ア) 混合廃棄物は、可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属等を含むため、できるだけ選別処理することで再生利用を図ります。また、危険物や思い出の品等を含むこともあるため、これらに留意して処理を行います。
- (イ) 図3-5のように重機による選別・手選別の他、複数の破碎選別工程で処理します。手選別を行う場所や処理物の保管の場所は、気候の影響を受けないよう仮置場内に仮設テント等の設備を設置して対応します。

図 3-5 混合廃棄物処理工程の例



出典：東北地方環境事務所「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」平成26年9月



仮設施設内の手選別工程
(宮城県岩沼市、平成25年2月)



可燃物の貯留ヤード
(宮城県石巻市、平成25年6月)

才 津波堆積物の処理

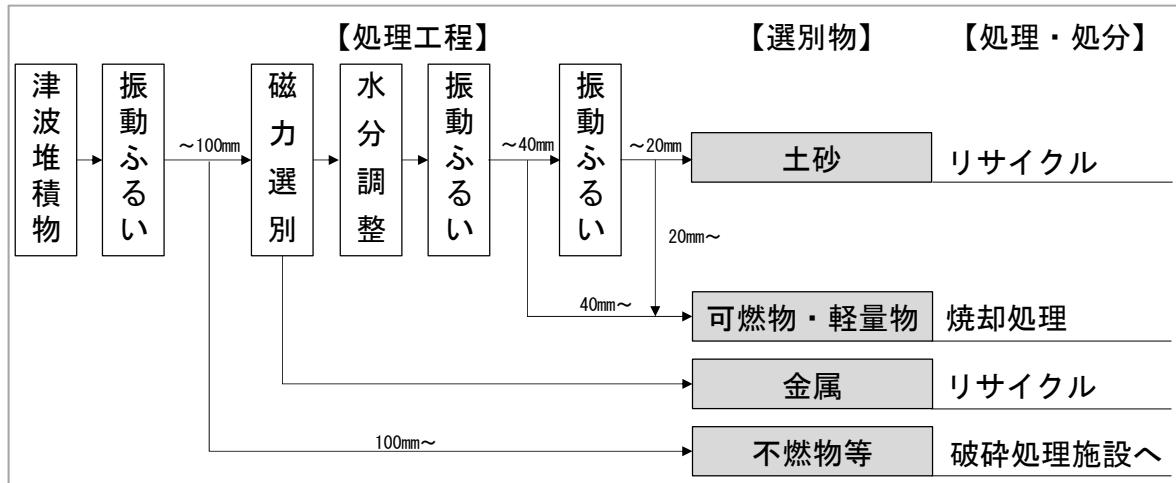
津波堆積物は、土砂・泥状物とともに陸上に存在していた様々なものを巻き込んだ性状です。金属類・可燃物等を選別し、ふるいによる粒度調整を行う乾式処理が基本ですが、処理前に津波堆積物の重金属等を分析し、汚染が認められたものは湿式洗浄を加えた湿式処理を行います。含水率が高い場合は、改質剤を添加する等して主にふるいによる粒度選別を行い、建設土木資材として再生利用を図ります。（図3-6）

カ 台風や大雨による水害では、がれきや流木混じりの多量の土砂が発生し堆積します。そのうち、自然由来で発生した「流木混じり土砂」は、廃棄物ではないため災害復旧事業や堆積土砂排除事業（国土交通省）としての対応となり、建物損壊等で発生した「がれき流木混じり土砂」は、災害等廃棄物処理事業（環境省）での対応となることから、被災箇所での適切な処理対応に努めます。

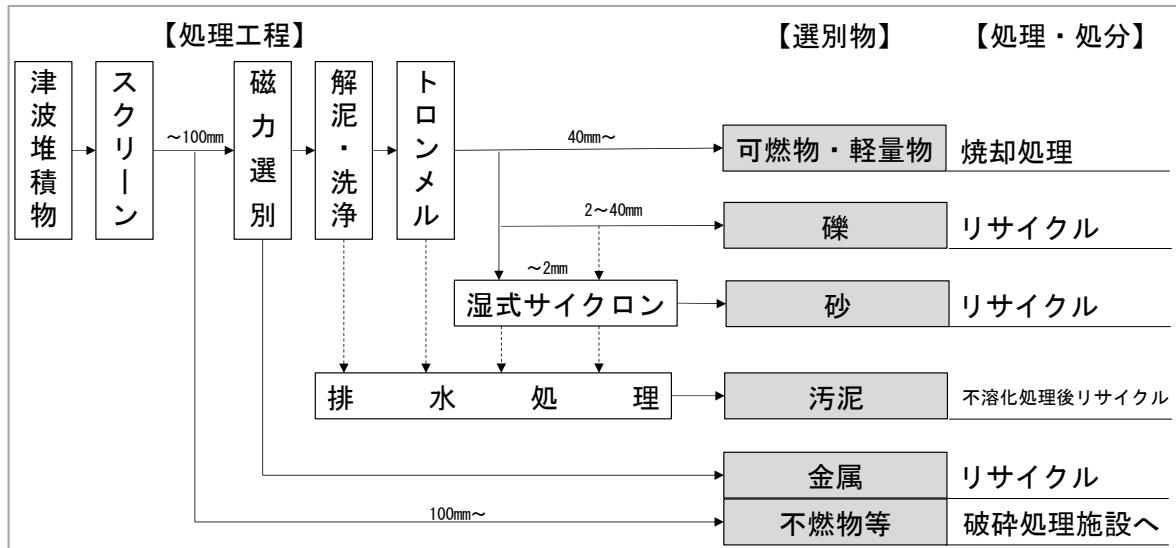
なお、近年の大規模災害（水害）では、堆積土砂を早期に撤去するため、国土交通省と環境省の連携による一括撤去を可能としたケースもあるため、発災の際は早い段階で環境省へ確認することとします。

図 3-6 津波堆積物の処理の例

【乾式処理フローの例】



【湿式処理フローの例】



出典：東北地方環境事務所「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」平成26年9月

キ 仮設処理施設の解体撤去

仮設処理施設は、環境に配慮しつつ解体撤去を行います。解体撤去に伴って発生する廃棄物は、適正に処理を行います。

(2) 平常時

損壊家屋等の解体により発生する木くずやコンクリートがら等の災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の余力で処理することになりますので、災害廃棄物の処理可能量を推計します。

ア 中間処理

(ア) 焚却施設（清掃センター）における災害廃棄物処理可能量

焚却施設における災害廃棄物処理可能量は、年間 35,408 トンです。（表 3-9）

表 3-9 既存焼却処理施設における災害廃棄物処理可能量

日立市清掃センター	トン／日	トン／年（300 日）
処理能力	300	90,000
令和3年度 実処理量	182	54,592
災害廃棄物処理可能量	118	35,408

(イ) 破碎施設における災害廃棄物処理可能量

破碎施設における災害廃棄物処理可能量は、年間 9,800 トンです。（表 3-10）

表 3-10 既存破碎施設における処理可能量

粗大ごみ処理施設	トン／日	トン／年（300 日）
処理能力	40	12,000
令和2年度 実処理量	7	2,200
災害廃棄物処理可能量	33	9,800

イ 再生利用・最終処分

- (ア) 災害廃棄物の最終処分量を削減するため、災害時においても再生利用を推進します。
- (イ) 県内で発生する建設系産業廃棄物についてみると、再生利用量は年間 176 万トンであり、再生利用率は 91% と高い水準になっています。損壊家屋等の解体から発生する災害廃棄物は、建設系産業廃棄物と性状が似ており、産業廃棄物の処理施設で再生利用することができます。（表 3-11）

表 3-11 茨城県の建設系産業廃棄物の再生利用率

産業廃棄物の種類	年間再生利用量 (万トン)	再生利用率 (%)	対応する災害 廃棄物の種類
がれき類	145.6	99%	コンクリートがら
木くず	10.5	90%	木くず（柱角材）
汚泥	8.4	42%	--
ガラス・陶磁器くず	3.4	72%	瓦、石膏ボード
廃プラスチック類	1.8	77%	可燃系混合廃棄物
金属くず	0.9	100%	金属くず
繊維くず	0.1	87%	畳
混合物・その他	5.2	64%	不燃系混合廃棄物
合 計	175.9	91%	--

出典：茨城県産業廃棄物実態調査

(ウ) 再生利用先を確保することが重要であり、平常時から再生利用先の情報収集・共有を進め、また事業者との協力関係の構築に努めます。

a 木くずは、パーティクルボード*原料や製紙工場等のバイオマスボイラー燃料としての利用先を確保します。

*: パーティクルボードとは、木材をチップ化したものを接着剤等で固めて作った板のこと、家屋の建材等に使用されています。

b セメント原燃料として利用できるよう分別や処理を行い、また、焼却灰の資源化等により資源化率を高めます。

(エ) 再生利用の促進のために、分別の徹底を図ります。

(オ) 混合廃棄物が多量に発生した場合は、仮設処理施設による選別処理後に産業廃棄物処理施設で処理・再生利用する必要が見込まれます。

ウ 処理フロー

市内の処理施設での処理に加えて、活用できる産業廃棄物処理施設や資源化施設を踏まえて処理フローを作成し、災害に備えます。また、津波堆積物の処理や災害の規模が大きい場合は、仮設処理施設の設置を想定します。

7 適正処理が困難な廃棄物等への対応

(1) 災害時

ア 危険物・有害廃棄物、処理困難な廃棄物

消火器、高圧ガスボンベ等の危険物や、農薬・薬品類、廃石綿等の有害廃棄物を、生活環境保全及び作業環境安全の観点から、他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門処理業者へ委託して適正に処理します。(表 3-12)

表 3-12 危険物・有害廃棄物等の処理方法・留意点

危険物・ 有害廃棄物等	処理方法	取扱上の留意点
消火器	既存のリサイクル回収システム（特定窓口、特定引取場所）等への引取依頼・再生利用（日本消火器工業会）	分別保管
L P ガスボンベ	専門業者による回収処理 (全国 L P ガス協会)	分別保管
高圧ガスボンベ	専門業者による回収処理 (高圧ガス保安協会、地方高圧ガス管理委員会)	分別保管 所有者が判明した場合は所有者へ返却
燃料タンク (灯油等)	取扱店、ガソリンスタンド等へ引取依頼	分別保管、漏出防止

有機溶剤 (シンナー等)	取扱店、廃棄物処理業者に引取依頼	分別保管、漏出防止
廃蛍光管	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管、破損防止
廃乾電池	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管
バッテリー	リサイクル取扱店へ引取依頼	分別保管
農薬・薬品類	取扱店、廃棄物処理業者に引取依頼	分別保管、移替等禁止
感染性廃棄物	専門業者、廃棄物処理業者による回収処理	分別保管
P C B 含有廃棄物（トランス、コンデンサ等）	P C B 廃棄物は、P C B 特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理を行います。	分別保管、破損漏洩防止 P C B 含有不明の場合は、含有物として取扱います。
廃石綿等、石綿含有廃棄物	原則として仮置場へ搬入せず、直接溶融処理又は管理型最終処分場に搬入します。	石綿含有廃棄物を仮置場で一時保管する場合は、破損しないように注意します。
漁具・漁網	漁具は破碎機での処理が困難です。漁網には錐に鉛等が含まれていることから事前に分別します。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられます。	鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグ等の鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進めます。

イ 思い出の品等

- (ア) 思い出の品として例えば、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等があげられ、これらを確認した場合は、市が保管し、可能な限り持ち主に返却します。その際、個人情報が含まれていることに留意し、保管します。
- (イ) 思い出の品等は、損壊家屋等の解体時に原則として所有者が立ち会い、解体業者が回収に努めます。仮置場に搬入された場合は、仮置場の作業員が回収に努めます。
- (ウ) 財布、クレジットカード、キャッシュカード、貴金属等の貴重品は、警察へ届けます。

(2) 平常時

有害物質取扱事業所について P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）等の情報を活用します。

8 損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等は私有財産であるため、その処分についても原則として所有者が実施することになります。ただし、国が特例措置として、市町村が半壊以上の損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合があります（公費解体）。

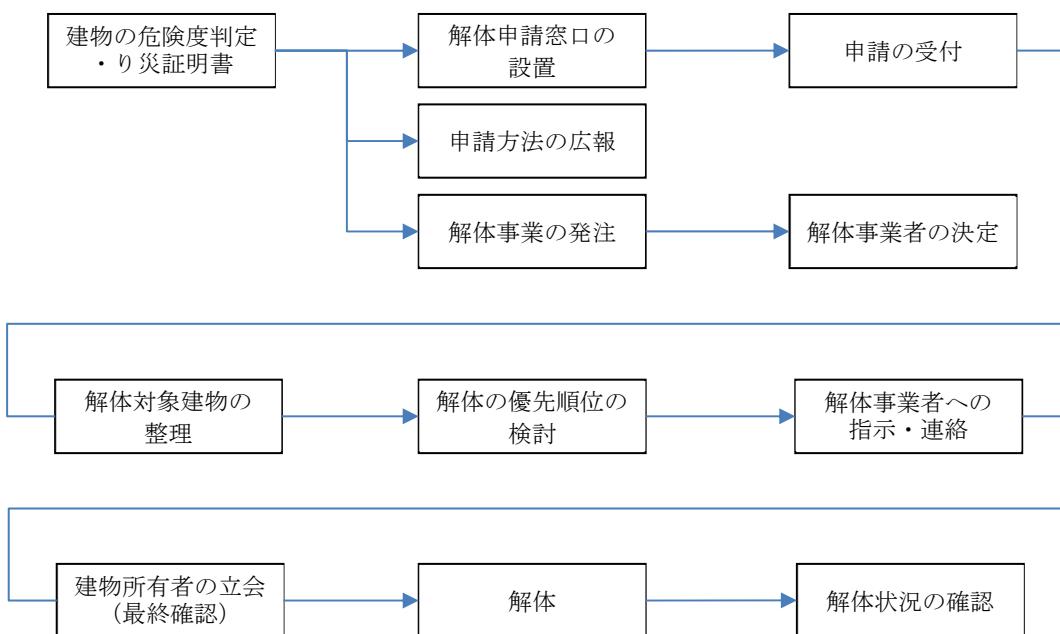
災害の規模等によって補助対象が異なるため、環境省等に確認し、補助対象となる場合は、公費解体・撤去マニュアル（環境省）に基づき、通行上の支障や倒壊の危険性などを考慮しながら、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとします。

(1) 災害時

ア 損壊家屋の公費解体決定

- (ア) 現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえて、損壊家屋の公費解体を行うか決定します。（図3-7）
- (イ) 例外的に公費解体・撤去を行う場合は、地図情報等で整理した上で、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に撤去します。
- (ウ) 台帳等を利用して石綿の使用情報や危険物の混入状況等について、損壊家屋等の所有者等から情報を集約し、作業環境の安全を保つため、損壊家屋等の解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ周知して、関係者へのばく露を防ぎます。また、他の廃棄物への混入を防ぎます。
- (エ) 高圧ガスボンベ（LPGガス等）、フロン類が使用されている機器、太陽光発電設備、大型蓄電池等についても、損壊家屋等の解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ注意を促します。

図3-7 本市が自ら解体撤去を行う場合の手順例



出典：災害廃棄物対策指針

(2) 平常時

ア 解体状況の確認等

- (ア) 関係課所と連携して、り災証明、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認等についての手順や手続を整理すると共に、庁内の連携体制を整えます。
- (イ) 家屋等の解体撤去をする場合は、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、保管場所や管理方法を検討します。
- (ウ) 石綿の使用状況について、公共施設の管理者等から情報を収集し災害に備えます。（表3-13）

表 3-13 石綿の飛散防止に関する注意点

木造	結露の防止等の目的で吹付け材を使用している場合があるため、木造建築物においては、「浴室」「台所」及び「煙突回り」を確認する。非飛散性であるが、屋根・天井・壁の成型板も確認する。
鉄骨造	耐火被覆の確認を行う。書面検査で石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆が施工されていれば鉄骨全面に施工されている可能性が高いので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
鉄骨造・ 鉄筋コンク リート造	機械室（エレベータ含む）、ボイラー室、空調設備、電気室等は、断熱・吸音の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。外壁裏打ち、層間塞ぎ、パイプシャフト、エレベータシャフト、最上階天井裏等も注意する。
建築設備	空調機・温水等の配管、煙突等の保温材・ライニング等を可能な範囲で把握する。

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 1-20-14 より作成

【石綿含有吹付けロックウール】



【石綿含有スレート波板（屋根・外壁）】



出典：目で見るアスベスト建材（第2版）国土交通省 平成20年3月

第2節 環境保全対策・環境モニタリング・火災防止

災害廃棄物の処理は、被災者の健康や生活環境の保全に配慮して適正に進めることができます。

1 災害時

(1) 解体撤去現場における環境保全対策・環境モニタリング

必要に応じて、石綿の飛散状況や騒音・振動に関する環境モニタリングを実施します。また、事業者に対して、解体撤去又は積替保管作業に伴う粉じんの発生防止、重機作業に伴う騒音・振動防止に係る環境保全対策を実施するよう指示します。

(2) 収集運搬における環境保全対策・環境モニタリング

仮置場への収集運搬車両の通行による粉じんの発生、積載している災害廃棄物の飛散や落下防止策を講じるよう収集運搬業者へ指示します。また、交通渋滞に伴う騒音・振動により、地域住民の生活環境に影響が生じないよう状況を把握し、必要に応じて収集運搬ルートの見直しを実施します。

(3) 仮置場における環境保全対策・環境モニタリング

必要に応じて仮置場敷地境界や仮置場周辺で大気、水質等の環境モニタリングを実施します。また、以下のような環境保全対策を実施します。

ア 臭気や害虫が発生した場合、消毒剤等の薬剤の散布を専門機関（茨城県ペストコントロール協会等）に相談して実施します。

イ 石綿含有廃棄物が仮置場内に持ち込まれた場合は、シートによる被覆、またはフレキシブルコンテナバッグ等に封入して保管します。

(4) 仮設処理施設における環境保全対策・環境モニタリング

仮設処理施設の稼働に伴う排ガス、排水等の環境モニタリングを実施します。事業者に対して、災害廃棄物の保管や仮設処理施設の稼働に伴う生活環境保全に係る対策の実施及び廃棄物の適正処理を指示します。

(5) 仮置場における火災防止

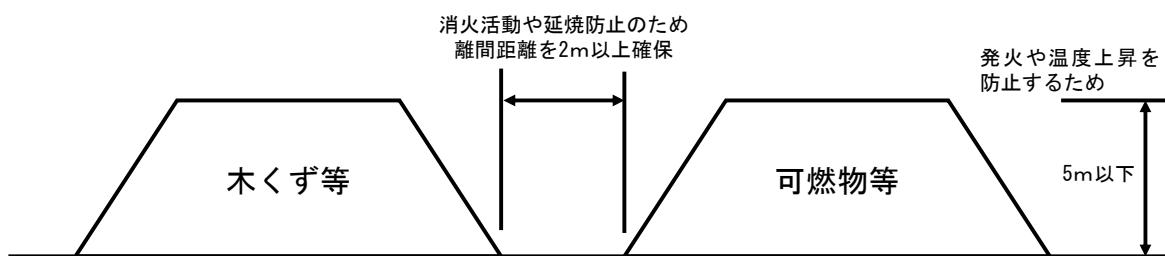
仮置場における災害廃棄物の保管等に際して、表3-14のようなモニタリング及び火災防止対策を実施するとともに、可燃物はできる限り早く仮置場から搬出し、処理を実施します。

表 3-14 火災防止対策の例

項目	主な内容
集積における火災防止対策	発火や温度上昇を防止するため、可燃物の積み上げ高さを 5m 以下に制限し、一山あたりの設置面積を 200m ² 以下とします。また、火災が発生した場合の消火活動や延焼防止のため、積み上げられる山と山は 2m 以上離して集積します。 (図 3-8)
目視によるモニタリング	定期的に可燃物内からの煙の発生等について目視により確認します。
モニタリングと火災防止対策	定期的に可燃物表層から 1m 内部の温度測定を実施し、温度が 60°C を超過しないよう、週 1 回は可燃物の切り返しを行い、放熱します。80°C 以上の場合は切り返しや掘削により酸素が供給されて発火に至る可能性があるため、切り返しは行わないようにします。ガス抜き管を設置する場合は、堆積する初期に設置するか、切り返し時に設置するようにします。
自衛消防対策	消火栓、防火水槽、消火器の設置、作業員に対する消火訓練を実施するよう努めます。万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を実施します。

出典：震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）国立環境研究所「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）」より作成

図 3-8 可燃性廃棄物を並べて配置する場合



出典：震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）国立環境研究所「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）」

2 平常時

災害時に配慮する必要がある環境保全対策及び環境モニタリング、火災防止について理解を深めます。(表 3-15)

表 3-15 災害廃棄物処理における環境保全対策と環境モニタリング

場所等	環境影響		対策例	モニタリング項目
解体撤去 現場	大気	解体撤去、積替保管等作業に伴う 粉じんの発生	散水 飛散防止対策	粉じん
		解体作業による石綿含有廃棄物 (建材等) の飛散	破碎防止	石綿 (特定粉じん)
	騒音 振動	解体撤去等の重機作業に伴う騒音 振動の発生	低騒音型重機 防音対策	騒音レベル 振動レベル
収集運搬	大気	運搬車両の排ガス、粉じんの発生 災害廃棄物の飛散・落下 渋滞に伴う騒音振動の発生	車両のタイヤ洗 浄、荷台カバー 調査・交通誘導	粉じん 騒音レベル 振動レベル
仮置場	大気	積込・積替え等の重機作業による 粉じんの発生	散水 飛散防止対策	粉じん
		災害廃棄物保管による有害ガス、 可燃性ガスの発生、火災発生	積上げ高さ制限 設置間隔確保 消火器	温度、一酸化炭素、 可燃性ガス
		石綿含有廃棄物の一時保管による 飛散	飛散防止・分別	石綿 (特定粉じん)
	騒音 振動	積込・積替え等の車両通行、重機作業 に伴う騒音振動の発生	低騒音型重機 防音対策	騒音レベル 振動レベル
	土壤	災害廃棄物からの有害物質等の漏 出による土壤汚染	遮水対策	有害物質
	臭気 等	災害廃棄物の保管、破碎選別処理 に伴う臭気の発生 害虫の発生	腐敗物の優先処 理、殺菌剤・殺虫剤 の散布	特定悪臭物質濃度 臭気指数 (臭気強 度)
仮設処理 施設	大気	仮設処理作業に伴う粉じんの発生	散水 飛散防止対策	粉じん
		仮設焼却施設からの排ガスの発生	排ガス処理	ダイオキシン類、 NOx、SOx、塩化水素、 ばいじん
	騒音 振動	仮設処理に伴う騒音振動の発生	低騒音型機器 防音対策	騒音レベル 振動レベル
	水質	仮設処理施設等からの排水の発生	排水処理	排水基準項目

出典：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル～東日本大震災を踏まえて～」(一般社団法人廃棄物資源循環学会／編著) を基に作成

第3節 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

1 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の発生

(1) 生活ごみ・避難所ごみの発生

ア 災害時の避難所では、調理ができないことから非常食を食べることになります。そのため、非常食の容器等のごみが多く発生し、また、使用済み衣類や簡易トイレ等の平常時とは異なるごみが発生します。

イ 既存の処理施設が被災した場合、避難所ごみを含む生活ごみの処理を近隣の市町村に要請することになるため、避難者数や生活ごみの発生原単位等から避難所ごみを含む生活ごみの発生量を推計し、収集運搬及び処理体制を検討します。

*避難所ごみの発生原単位はないので、便宜上、生活ごみの発生原単位を用いて推計します。

(2) し尿の発生

ア 災害時における避難所等のトイレ対策は、健康管理や衛生対策を進める上で非常に重要です。

イ 災害時の下水道整備区域において、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって、水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用することを基本方針としますが、停電や断水、下水道配管の損傷等により水洗トイレが使用できないおそれがあり、通常よりもし尿が多く発生することが想定されます。

ウ 仮設トイレが避難者だけではなく、断水等により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民が利用することを考慮し、適正な数を設置する必要があります。

エ し尿の発生量は、災害時におけるし尿収集必要人数に発生原単位を乗じて推計します。最大規模の災害時におけるし尿発生量は 257.2kL/日であり、災害前と比較して約 78 倍となります。また、仮設トイレ必要基數は 1,889 基と想定されます。（表 3-16）

表 3-16 最大規模の災害時におけるし尿の発生量と仮設トイレの必要基數

	災害前(収集量)	災害時
し尿発生量	3.3kL/日*	257.2kL/日
仮設トイレ必要基數	—	1,889 基

* 一般廃棄物処理実態調査のし尿収集量の内、浄化槽汚泥を除く、くみ取りし尿の 1 日当たり収集量。

災害時のし尿発生量 = ①災害時におけるし尿収集必要人数 × ②1人1日平均排出量

①災害時におけるし尿収集必要人数 = ③仮設トイレ必要人数 + ④非水洗化区域し尿収集人口

②1人1日平均排出量 = 2.4L／人・日（平成26年度全国平均）

③仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

④非水洗化区域し尿収集人口 = くみ取り人口 - 避難者数 × (くみ取り人口 / ⑤総人口)

⑤総人口：水洗化人口 + 非水洗化人口

断水による仮設トイレ必要人数

= {⑥水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / ⑤総人口) } × ⑦上水道支障率 × ⑧1/2

⑥水洗化人口：下水道人口、ミニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口

⑦上水道支障率：断水世帯数 / 市内世帯数（または 断水人口 / 市内人口）

⑧1/2：断水により、市民の1/2が仮設トイレを使用すると仮定

出典：一般廃棄物処理実態調査

仮設トイレの必要基數 = ③仮設トイレ必要人数 / ⑨仮設トイレ設置目安

⑨仮設トイレ設置目安 = ⑩仮設トイレの容量 / ⑪し尿の1人1日平均排出量 / ⑫収集計画

⑩仮設トイレの容量：400L

⑪1人1日当たりのし尿排出量 2.4L / 人日（一般廃棄物処理実態調査平成26年度全国平均）

⑫収集計画：3日に1回の収集

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 1-11-1-2

◆仮設トイレの設置及び管理

仮設トイレの設置及び管理においては、以下の点に留意します。

- 1 仮設トイレの設置に係る情報は、地域防災計画に基づく担当者へ集約します。
- 2 洋式、車いす用等の仮設トイレや携帯トイレが不足する場合は、その種類と必要基數、場所を伝えて支援要請します。
- 3 トイレットペーパーや消臭剤を備蓄し、使用者同士で清掃や衛生面の管理を行うよう啓発を行います。仮設トイレは、女性用と男性用を分けて設置する、夜間の照明を確保する等の配慮が必要です。
- 4 避難所の仮設トイレは、収集運搬車両が入ることができる場所に設置されることを確認しておきます。

2 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬と処理

(1) 災害時

ア 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬

- (ア) 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行います。
- (イ) 避難所ごみとし尿の発生量を把握します。
- (ウ) 避難者数及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決定し、収集運搬を迅速に開始できるようにします。
- (エ) 収集運搬車両数の不足状況を県へ連絡します。
- (オ) 水害では、くみ取り式の便槽や浄化槽が水没し、槽内に雨水や土砂等が流入することがあります。そのため、便槽や浄化槽の所有者が速やかにくみ取り、清掃、周囲の消毒を行うように周知します。

イ 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理

一般廃棄物処理施設の被害状況を県へ報告します。被害がある場合には、復旧予定及び避難所ごみ・し尿の受入れ時期を県へ報告します。

ウ 仮設トイレ

- (ア) 避難所設置場所毎の避難者数に基づき、仮設トイレを設置・増設します。
- (イ) 仮設トイレを調達できない場合、県へ支援要請を行います。

(2) 平常時

ア 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬

- (ア) 避難所から排出されるごみやし尿の収集ルートを検討します。
- (イ) 水害等の発生時を想定し、過去の浸水被災例や洪水ハザードマップを参考に収集運搬ルートを確認し、関係者で共有します。
- (ウ) ごみやし尿の収集運搬車両の調達方法を確認します。
- (エ) 災害時は、避難所の開設・閉鎖、避難者数、道路被害・復旧状況等が日々変化するため、収集運搬業者と頻繁に連絡をとることから、災害時における連絡方法を決定しておきます。

イ 仮設トイレ

- (ア) 災害時の仮設トイレの備蓄を進めます。高齢者や幼児が使いやすい洋式タイプや、車いす用のものも調達するようにします。
- (イ) 仮設トイレのレンタル事業者と協定の締結等を進め、災害時に仮設トイレが不足しないようにします。

3 一般廃棄物処理施設の強靭化と復旧

(1) 災害時

- ア 一般廃棄物処理の運営・管理担当者は、平常時に作成した緊急対応マニュアルに基づき、一般廃棄物処理施設を安全に停止させ、被害状況を把握します。復旧工事が必要となる場合

は、プラントメーカー等の処理施設関係者に連絡、協議を行い、できるだけ早く再稼働できるようにします。

イ 被災状況に応じて、県及び近隣市町村へ支援要請を行います。一般廃棄物処理施設が被災していない場合は、被災した市町村の廃棄物を受け入れる体制を検討します。

ウ 被災した施設の復旧に係る事業は、国庫補助の対象となるため、その申請に係る事務を行います。

(2) 平常時

ア 一般廃棄物処理施設の耐震化を推進し、設備の損壊防止対策の実施に努めます。

イ 洪水ハザードマップ等に基づき、防水壁の設置や地盤の嵩上げを検討し、重要機器や受配電設備等は想定浸水レベル以上に配置する等の浸水対策を行います。

ウ 一般廃棄物処理施設の運営・管理担当者は、非常用発電設備の設置や補修等に必要な資機材、燃料、排ガス処理に使用する薬品、焼却炉の冷却水の備蓄を行い、災害時にも処理が継続できるよう努めます。

エ 一般廃棄物処理施設に係る災害時のB C P（事業継続計画）を策定し、施設の緊急停止、点検、補修、稼働に係るマニュアルの作成に努めます。

表 3-17～19 に一般廃棄物処理施設の概要を示します。

表 3-17 ごみ焼却処理施設

施設名	処理能力 (t／日)	対象廃棄物	処理方式
日立市清掃センター	300t／日	可燃ごみ	ストーカ式



表 3-18 し尿処理施設

施設名	処理能力 (kL／日)	処理方式
滑川クリーンセンター	13kL／日	前処理希釀



表 3-19 最終処分場

施設名	全体容量 (m³)	残余容量 (m³)	埋立終了 年度	処理対象廃棄物
滑川山一般廃棄物最 終処分場	約 219,000	約 80,000	令和 33 年度 (2031 年度)	焼却残渣（主灰）、焼却 残渣（飛灰）、破碎ご み・処理残渣



第4節 処理業務の進捗管理

1 災害時

(1) 計量等の記録

- ア 災害廃棄物の仮置場への搬入・搬出量を車両の台数や計量器で計量し、記録します。また、解体家屋数、処分量等を把握し、進捗管理を行います。（表 3-21）
- イ 災害廃棄物を仮置場から搬出する際は、管理伝票を用いて処理量、処理先、処理方法等を把握します。

(2) 災害廃棄物処理の進捗管理

災害廃棄物処理の進捗管理に係る人員が不足する場合は、事業者への進捗管理業務の委託を検討します。県は、市町村から報告を受け、災害廃棄物処理の進捗状況を把握します。

(3) 協議会の設置

必要に応じて、災害廃棄物の処理を円滑に推進するための関係者による協議会を設置し、処理の全体調整、進捗管理を行います。

(4) 災害報告書の作成

- ア 災害廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物処理に係る国庫補助申請の準備をします。補助金の事務を円滑に進めるために、災害廃棄物の数量や仮置場の写真、作業日報（作業日、作業者数、重機種類・台数、運搬車両種類・台数等を記載）、事業費算出の明細等を整理します。（災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）平成 26 年 6 月を参照）
- イ 災害廃棄物処理に係る国庫補助の事務に必要な知識を有する職員を配置します。

表 3-21 記録の種類

段 階	記 録
仮置場の搬入・搬出における記録	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入・搬出重量及び車両台数、種類別・積載量、発生元の地域、搬出先等 ・車両 1 台毎の写真、日ごとの作業員数・施工状況写真 ・災害廃棄物の集積面積・高さによる推計量の変化
処理における記録	種類別処理方法別（焼却、リサイクル、最終処分）の処理前・処理後の数量

2 平常時

災害廃棄物処理に係る国庫補助申請で必要となる報告書の作成等に必要な知識の習得に努めます。

第4章

災害廃棄物対策の 推進・計画の進捗管理

第4章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

平常時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県・他市町村・事業者・市民の連携により災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を通じて早期の復旧復興につなげられるよう実行力の向上を図ります。

また、関係機関等との定期的な教育及び訓練を通じた状況把握・課題抽出を踏まえ、柔軟な本計画の見直しを実施しながら、災害廃棄物の処理の実効性を確保します。

1 計画による実行力の向上

- (1) 本計画を通して、府内はもとより、県、他市町村、事業者、市民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかけます。
- (2) 災害廃棄物処理に関連してBCP（事業継続計画）を策定し、災害時の行動の強化を図ります。

2 情報共有と教育・訓練の実施

- (1) これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、いかしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげます。
- (2) 県、他市町村、事業者等の関係者との情報共有・コミュニケーションを図り連携を強化するとともに、目的に応じた効果的な教育・訓練を定期的に実施します。
- (3) 特に、仮置場の開設は初動が非常に重要であるため、平時から開設訓練を行い、全庁的に体制を整えます。

3 進捗管理・評価による課題の抽出

- (1) 災害廃棄物処理に備えた体制を構築していくため、県や事業者その他の関係機関・関係団体との連絡を密にします。教育・訓練履修者の数や仮置場候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県等と課題を共有し、評価・検討を通じて対応能力の向上を図ります。
- (2) 災害時の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、災害廃棄物処理における課題の抽出を行います。

4 計画の見直し

- (1) 「災害廃棄物対策指針（環境省）」の改定や、「地域防災計画」における被害想定の見直し等を踏まえて本計画の見直しを行うことにより、計画の実効性を高めていきます。
- (2) 災害廃棄物処理に関する市町村間の協定や事業者との協定等の内容及び実効性を確認し、必要に応じて見直しを行います。

発行年月 令和5年8月
令和6年8月 改定
発 行 日立市
生活環境部 資源循環推進課
日立市助川町1丁目1番1号
TEL 0294-22-3111
e-mail recycle@hitachi.lg.jp
